

ごみ処理施設に関する調査特別委員会（第15回）会議録

平成24年4月13日 午前10時00分 開会

1 出席委員

委員長	西口 雪夫	副委員長	柴田 安宣
委員	松永 隆志	委員	田添 政継
委員	笠井 良三	委員	上田 篤
委員	町田 康則		

2 議長の出席

なし

3 顧問弁護士

弁護士 牟田 伊宏

4 証人として出席した者

証人	土井 勝好
証人	高田 徳一
証人	吉岡 庭二郎

5 書記

書記長	宮崎 季之	書記	濱崎 和也
書記	吉田 将光		

6 委員会に付した事件

- (1) 証人尋問
- (2) その他

7 議事の経過

○委員長（西口雪夫君）

皆さんおはようございます。開会前に皆さんに申し上げます。

この調査特別委員会は、真相究明のため、議会独自の調査権を委任されたものであります。特に、本日は関係人のご出頭を願って、証言を求めることになっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、報道機関各位に申し上げます。

本日の委員会における撮影等につきましては、あらかじめ協力依頼をしたとおりであります。重ねてご協力をお願いいたします。

傍聴人の皆さんにお願い申し上げます。

委員会中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。委員会の進行を妨げるような行為は、退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

担当委員の笠井委員と上田委員は質問席のほうに移動をお願いします。

(笠井委員、上田委員質問席着席)

○委員長（西口雪夫君）

それでは、ただいまからごみ処理施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

書記、証人を入室させてください。

(証人入室)

○委員長（西口雪夫君）

証人におかれましては、お忙しいところご出頭いただきまして、誠にありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるよう、ご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねいたします。

出頭カードに記載されていることについて、間違いありませんか。こちらです。間違いありませんか。

○証人（土井勝好君）

はい、間違いありません。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければならないことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分に注意をしてご証言をしてください。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

ここで、報道機関各位に申し上げます。

テレビカメラ、写真等の撮影を中止していただきたいと思います。

傍聴人も含め、全員起立願います。

それでは、土井勝好証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（土井勝好君）

宣誓書、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加え

ないことを誓います。平成24年4月13日、土井勝好。

○委員長（西口雪夫君）

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

（宣誓書署名捺印）

○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。また、こちらから質問をしているとき、また、証言をされる際も、着席のまま結構でございます。

なお、録音をしておりますので、質問を最後まで聞き終わってからお答えください。

なお、本委員会の調査期間が組合発足の平成11年からと、非常に長期間にわたる調査を行いましたので、それぞれ期間を区切って調査をさせていただきました。調査期間ごとに、調査に当たられました委員の方に主尋問をしていただき、その後、各委員から補足質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、これから具体的に質問をさせていただきます。

まず、覚書締結から変更覚書までの至った経緯につきまして、笠井委員より質問をさせていただきます。

なお、時間の関係で、質問と答弁の際には、1回ごとに委員長の許可を必要としないので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、笠井委員、質問を始めてください。

○委員（笠井良三君）

皆さんおはようございます。私は諫早市議会の議員であります笠井でございます。本日は、変更覚書の締結に至った経緯、それから、陳述書等に基づき、土井勝好証人に尋問を行うものでございます。よろしくお願いいたします。（「よろしく申し上げます」の声あり）

それでは、最初に参ります。

あなたは、平成15年4月より、県央県南環境組合に出向し、施設課管理係長の職にありましたね。

○証人（土井勝好君）

はい。

○委員（笠井良三君）

どのような業務内容でありましたでしょうか。

○証人（土井勝好君）

15年の4月からは、施設建設に関することを行っております。それから、平成17年からは、本格稼働後につきましては、施設課管理係長といたしま

して、施設の管理維持のほうを行っております。

○委員（笠井良三君）

ありがとうございます。

それでは、覚書の締結、平成14年12月2日ではありますが、変更覚書の締結が16年の12月22日ということで、これまで約2年間に、あなたも変更覚書締結に向けた協議に参加されていると思いますが、間違いありませんか。

○証人（土井勝好君）

間違いありません。

○委員長（西口雪夫君）

笠井委員、書類の提出はよろしいでしょうか。まだいいですか。

○委員（笠井良三君）

はい、できましたら、陳述書の甲第18号証。

○委員長（西口雪夫君）

書記、甲第18号証の提示をお願いします。

（証人へ甲第18号証を提示）

○委員（笠井良三君）

あなたは、何回協議に出席しておりますか。

○証人（土井勝好君）

大体、十数回だと思っております。はっきりした数字は覚えておりません。

○委員（笠井良三君）

協議の参加者についての記憶であります。組合側、JFE側、その他わかる範囲でお答えいただきたいんですが。

○証人（土井勝好君）

組合側は当時の事務局長、次長、課長、私、それから小笹さん。JFE側は奥村さん、佐藤さん、久野さんが主な協議者だったと記憶しております。

○委員（笠井良三君）

ありがとうございます。協議の主催者は組合側でしたでしょうか。

○証人（土井勝好君）

協議の主催者につきましては、特に決まっていなかったと記憶しております。

○委員（笠井良三君）

会議の司会進行も、そしたら、そのときに応じてということでしょうか。どうなっておりましたか。

○証人（土井勝好君）

司会進行につきましても、特にはっきりどちらというのは決まっていなか

ったかと思っております。

○委員（笠井良三君）

わかりました。それでは、覚書と変更覚書の相違点はどのようなことと思っておりますか。

○証人（土井勝好君）

当初の覚書に実施設計図書を踏まえて変更覚書の追加修正を行うということが記載されておりますので、そういうことから、当初覚書につきましては実施設計図書の前ですね。あと、変更覚書につきましては実施設計図書を踏まえたものということが相違点だと思っております。

○委員（笠井良三君）

ありがとうございます。

変更覚書の目的なんです、覚書との関係がどのような関係にあるとお考えになっておられますか。

○証人（土井勝好君）

目的につきましては、当初の覚書に、ごみ質、ごみ量、その変動について20%の上限をですね、そして額を増減するという文言がございます。従いまして、当初の場合では、まだゼロから20%、その範囲がはっきりしていない状況ですね。ですから、実際稼働する場合においてゼロから20%の曖昧な状態では難しいことから、詳細にしたものが変更覚書というふうに考えております。

○委員（笠井良三君）

ありがとうございます。

変更覚書締結が試運転開始直後で、予備性能試験や引渡性能試験前に行われましたね。

○証人（土井勝好君）

はい。

○委員（笠井良三君）

稼働実績がない中で行われたのはなぜでしょうか。

○証人（土井勝好君）

当初の覚書に可及的速やかに変更覚書を締結することということが書いてあったかと思えます。従いまして、そういうこと、結局、可及的、早目に取り決めて変更覚書を締結しなければならないということが当初の覚書に記載されていたということから、そういうことになったかと思っております。

○委員（笠井良三君）

わかりました。裁判の争点ともなっている事項なんです、一点保証、JFEの主張では、ごみ量については年間80,665t、ごみ質については

2, 000 kcal という基準ごみのみが保証対象ということについての当事者としての認識はありましたか。

○証人（土井勝好君）

ありませんでした。

○委員長（西口雪夫君）

笠井委員、ちょっと1つ質問していいですか。

○委員（笠井良三君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

先ほどの可及的速やか、土井氏はタッチはされておられませんけれども、最初の覚書ですね、これは、後で聞かれて意味はどう判断されましたか。

○証人（土井勝好君）

可及的に速やかにと、結局、変更覚書につきましては、稼働前にとにかく決めておかなければ保証が決められないと。ですから、急いで、速やかに作っておかなければならないということが書いてありましたので、そういうことからされていたんじゃないかというふうに私は思っております。

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。

○委員（笠井良三君）

裁判の争点になっております一点保証のところなんですけれども、先ほどちょっと申し上げましたが、当事者としてどういう認識でありましたかね。

○証人（土井勝好君）

一点保証につきましては、全く向こうからの説明はありませんでした。という私は記憶です。

○委員（笠井良三君）

JFEとの一点保証に関する協議はなかったという証言でございますね。

○証人（土井勝好君）

はい。

○委員（笠井良三君）

協議には、JFEからどのような資料が提供されておりましたかね。

○証人（土井勝好君）

電気などの用役費に関する数値的なものですね、そのデータが提出されておりました。

○委員（笠井良三君）

JFEの主張する一点保証の根拠ですね。これは全く私たちも理解ができないというような状況なんです、これについてお答えできますか。

○証人（土井勝好君）

一点保証につきましては向こうの主張なものですから、私としてはどう、
答えようがないかと思っております。

○委員（笠井良三君）

わかりました、ありがとうございます。

J F Eの一点保証に関する主張は矛盾が生じていると思うんですが、どう
ですかね。

○証人（土井勝好君）

矛盾だと思っております。

○委員（笠井良三君）

そうですね、わかりました。施設建設中に協議は進んだと思いますけれど
も、協議中に施設建設において、問題やトラブル等はありませんでしたか。

○証人（土井勝好君）

特にはなかったと思っております。

○委員（笠井良三君）

もう記憶にありませんか。

○証人（土井勝好君）

記憶にありません。

○委員（笠井良三君）

情報量として圧倒的に優位なメーカー側を相手に協議されたと思いき
れども、組合側の技術的対応、それから反論、注文等はだれが行ったんでし
ょうか。

○証人（土井勝好君）

それにつきましては、協議に出席いたしました職員で対応しております。

○委員（笠井良三君）

わかりました。協議中にJ F E方と対立するような場面はありませんでし
たか。

○証人（土井勝好君）

特になかったと思っております。

○委員（笠井良三君）

ないですね。協議中のJ F E側の対応の不審な点はありませんでしたか。

○証人（土井勝好君）

特にありませんでした。

○委員（笠井良三君）

ないですね。変更覚書の締結は、試運転から2カ月後、火入れ式から18
日後に行われております。この間の運転状況はどうだったでしょうか。

○証人（土井勝好君）

特に問題なく行われていたと思っております。

○委員（笠井良三君）

はい、わかりました。この試運転成績等は組合も確認しましたか。

○証人（土井勝好君）

確認につきましては、ごみの受け入れとか、あと投入量とか、それについては行っておりました。

○委員（笠井良三君）

メーカーの独自の技術であったにせよ、組合より技術情報が豊富なコンサル等の相談を行わなかったのでしょうか。その1点について。

○証人（土井勝好君）

コンサルにつきましては、状況に応じてコンサルに相談していたようでございます。

○委員（笠井良三君）

相談はされたということでございますが、応札条件と覚書及び変更覚書の関係についてお聞きしたいんですが、協議の中で、この3点の関係で協議した経緯はありますか。

○証人（土井勝好君）

いや、協議は記憶にございません。

○委員（笠井良三君）

あなたは稼働実績のない中で、仮定、想定に立った変更覚書の作成に疑問をお持ちだったのではないですか。

○証人（土井勝好君）

疑問は持っておりました。

○委員（笠井良三君）

実際の協議は、データ等もない中でJ F E主導で進められたのではないですか。その点、どう考えておりますか。

○証人（土井勝好君）

データはJ F Eが示しましたので、そのような部分もあるかと思っておりますけれども、当時は、私たちはできるだけことはしたというつもりでございます。

○委員（笠井良三君）

建設中のJ F Eの対応は非常に紳士的だったというような事実を述べられておりますけれども、間違いありませんか。

○証人（土井勝好君）

ありません。

○委員（笠井良三君）

ありませんね。変更覚書の協議中においても同様であったでしょうか。

○証人（土井勝好君）

はい、同様です。

○委員（笠井良三君）

今、いざ変更覚書を締結し、施設建設が完了後はJ F Eの対応は豹変したとあるわけですけれども、この状況はどういう状況でありましたか。

○証人（土井勝好君）

向こう側は一点保証を主張しておりまして、私たちはもう、そういうことがあるはずがないということで、あり得ないということで何度となく向こう側を説得したんですけれども、全く組合側の主張は聞き入れないと、そういう状況でございました。

○委員（笠井良三君）

そのときのJ F E側の、主にどなたがそのような態度であったのでしょうか。

○証人（土井勝好君）

主には、私の記憶では久野さん。

○委員（笠井良三君）

久野さん。はい、ありがとうございます。

それでは、全体的な質問といたしまして、甲第18号証のあなたの陳述書の内容について質問するわけですけれども、あなたは、ごみ処理能力については、発注仕様書においてごみ質、ごみ量等細かに指定している旨の陳述をされていますが、どのような内容であったかお答えください。

○証人（土井勝好君）

まず、ごみ処理量につきましては、ごみ質が1, 100kcalから2, 800kcalまでの範囲で、処理能力は1日300t必要ということになっておりました。1, 100kcalから2, 800kcalまで300tなければならないということであれば、ごみ質が一番悪いのが1, 100kcalでございまして、処理量がなかなか伸びないということでございます。その場合でも、300tが必要だということになりましたら、当然基準ごみなんかの2, 000kcalの場合とかは処理がしやすいわけですから、当然処理量が伸びてくるということになります。従いまして、最低は300tということで、実際は300t以上なければならないということを陳述で述べているという状況でございます。

○委員（笠井良三君）

はい、わかりました。ごみ処理量は1日当たり1炉100t、3炉で30

0 t、これは公称能力で最低効率条件仮定の数値であると言われておりまして、基準ごみ質ではこれ以上の処理能力を有することを意味するとのことです。このことについてご説明をいただけますか。

○証人（土井勝好君）

先ほど言った回答でよろしかったでしょうか。

○委員（笠井良三君）

そうですね、基準ごみ。

○証人（土井勝好君）

私の陳述書では、300 tということで、ちょっとかぶってしまいました。申しわけございませんけれども、そういうことでございます。

○委員（笠井良三君）

いいです、わかりました。結局、やはり300 t以上の処理能力を有することという認識の基だと、このように思います。

次に、年間経費、コスト性能についてのあなたの陳述を確認したいと思います。

応札条件に示されたコスト性能とJFE側が提示した年間経費内訳書の関係と内容についてお答えをいただきたいと思いますが。

○証人（土井勝好君）

コスト性能でございますけれども、私の陳述書では、見積設計図書と実績と対比しておりまして、見積設計図書の場合は、2,000 kcalの場合は使用電力と発電電力がプラスマイナスゼロということになっております。実際は、ごみカロリーが大体17年度から19年度は2,000 kcalだったんですけれども、その場合は、実績では2,000 kcal以上でございましたので、おかしいんじゃないかということで陳述書で述べております。

それから、もう1つは天然ガスでございます。それにつきましても、見積設計図書につきましても、2,000 kcalの場合はごみ1トン当たり9 kgの使用量ということになっておりましたけれども、実際はそれが60から70の間ぐらい使用しておりましたので、そういうことで、使用量が多いということで陳述しているという状況でございます。

○委員（笠井良三君）

ありがとうございます。

土井氏の陳述書の中で、稼働後1年もたたない時期に、変更覚書で罰則をなくさなければ会社負担が大きく大変なことになったと、この旨のJFE久野氏の発言があったと陳述されておりますが、事実でしょうか。

○証人（土井勝好君）

そのように記憶しております。

○委員（笠井良三君）

この発言を聞かれて、組合としてどのように思われたのでしょうかね。

○証人（土井勝好君）

組合としては、どうかわかりません。

○委員（笠井良三君）

いいえ、証人としてです。すみません。

○証人（土井勝好君）

私としては、相手の考えが見抜けなかったということに、それが自分自身に腹立たしい気持ちでございました。

○委員（笠井良三君）

ありがとうございます。

このような発言については、上司等へは報告されておりますか。

○証人（土井勝好君）

具体的には覚えておりません。

○委員（笠井良三君）

覚えていない。全体で協議されたことも記憶にございませんか。

○証人（土井勝好君）

そのところも記憶にございません。

○委員（笠井良三君）

次ですけれども、平成17年3月16日から20日まで引渡性能試験が行われておりますが、これはどこの機関が実施し、組合としても合格と判断されたと思うんですが、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○証人（土井勝好君）

合格というよりも、試験機関がございませんで、結局JFE側の報告をそのまま受け取らざるを得ない状況だったと考えております。

○委員（笠井良三君）

この報告は、やっぱりJFEの自己判定であると。そして、組合は報告を受けただけというようなことでしょうかね。

○証人（土井勝好君）

先ほども言いましたとおり、報告をもうとにかく、こちらのほうでは検証できませんし、ですから、受け取らざるを得ない状況だったというふうに考えております。

○委員（笠井良三君）

このとき、性能に係わる試験は行われていないのでしょうか。

○証人（土井勝好君）

はい、行われていないと思います。

○委員（笠井良三君）

コスト性能については、当然 J F E の責任の範囲と、このように思いますが、証人はどのようにお考えになりますか。

○証人（土井勝好君）

そのように思っております。

○委員（笠井良三君）

変更覚書の解釈について、組合と J F E、当初から一致していたと思っ
ているんですが、本来の趣旨から J F E の主張がかけ離れたため協議を行った
とありますが、何回ぐらい協議を重ねられましたか。

○証人（土井勝好君）

協議につきましては、ちょっと回数をはっきり覚えておりませんが、数十
回だったと思っております。ごめんなさい、十数回ですね。十数回だったと
思っております。

○委員（笠井良三君）

組合と J F E の協議のメンバーはだれだれだったのでしょうか。

○委員長（西口雪夫君）

資料の提出はいいですか。笠井委員、いい。

○委員（笠井良三君）

資料は、あれは……。

○委員長（西口雪夫君）

書記、協議の資料があつたら提出できますか。それを見て証言をお願いし
ます。はい、どうぞ。

（証人へ甲第 3 0 号証を提示）

○証人（土井勝好君）

主なものということでよろしいでしょうか。

○委員（笠井良三君）

そうですね。

○証人（土井勝好君）

ちょっと見てあれですけれども、組合側からは当時の高田局長、森松課長、
坂本課長とか今里課長、総務課長だったんですけれども、あと課長補佐、私、
本田さんとか、そういう者が出席をしております。

それから、J F E 側につきましては、主に出られたのは佐藤さん、あと久
野さんとか松井さんとか、あと、事務所のプラントのほうの平田さんとか当
時の大杉さんとか、そういう方々が出席されておまして、あとは吉田さん
とかが出席されている状況でございます。

○委員（笠井良三君）

はい、ありがとうございました。

協議がなかなか進まなかったとありますね。これはもう本当に事実でしょうか。

○証人（土井勝好君）

はい、そうでございます。

○委員（笠井良三君）

なぜ協議が進まなかったのか。J F Eの身勝手な解釈に走ったからではないですか。どういうふうにお考えですか。

○証人（土井勝好君）

そうですね、それもあります。お互いの主張が折り合わなかったということでございます。

○委員（笠井良三君）

組合は変更覚書の本来の趣旨として、J F Eの主張が180度違っているために一点保証があり得るはずがないと主張されたと思いますが、間違いありませんか。

○証人（土井勝好君）

間違いありません。

○委員（笠井良三君）

このことによって、協議がされたけれども進まなかったという事実があるわけですね。

○証人（土井勝好君）

はい。

○委員（笠井良三君）

組合としては、J F Eに対してこの時点でどういう印象でしたか。

○証人（土井勝好君）

組合としてはわからないんですが、私でよろしいでしょうか。

○委員（笠井良三君）

はい、証人に聞きます。

○証人（土井勝好君）

私の気持ちとしましては、もうとにかく不信感があったという状況でございます。

○委員（笠井良三君）

最終的にJ F Eに対しての信頼が薄れたというような思いがありませんでしたか。

○証人（土井勝好君）

ありました。

○委員（笠井良三君）

話し合いが進まない、そして、裁判に訴えざるを得ないというような事態になったのではないかと私たちも感じるんですが、証人はどういうふうにおっしゃっていますか。

○証人（土井勝好君）

もう、それしかなかったのではないかとおっしゃっています。組合としては、そういうことで裁判をされておられますのでね。

○委員（笠井良三君）

以上で私の尋問を終わります。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、ここまでの補足質問を受けます。どなたかいらっしゃいませんか。柴田委員。

○副委員長（柴田安宣君）

どうもご苦労さんでございます。愛野から、雲仙市議会から出ております柴田でございます。ひとつよろしくお願ひします。

土井さんの陳述書が実に手短く、簡明に陳述されておるものですから、非常に感銘を受けているわけですがけれども、この中で稼働率の日数ということで、計算式でいきますと、陳述書ありますか、ページ数は3ページです。

○委員長（西口雪夫君）

そのページ数は、甲第何号証を指しておられますか。

○副委員長（柴田安宣君）

甲第18号証の3ページ、土井証人の陳述書です。いいですか。

○委員長（西口雪夫君）

はい、陳述書の対応をお願いします。

（証人へ甲第18号証の3ページを提示）

○副委員長（柴田安宣君）

その中で、365日引く85日、停止日数280日ということで数式が出ております。実際には、設備余力が18%もプラスアルファされ、稼働日数も330日可能としてあるということからということでもありますけれども、この根拠、要するに330日可能ということの根拠を説明いただければと思うんですけれども。

○証人（土井勝好君）

これにつきましては、JFE側から資料が出ておまして、稼働日数も330日できますよという資料がありましたので、その部分を陳述書に載せているという状況でございます。

○副委員長（柴田安宣君）

その資料は今も残っていますか。

○証人（土井勝好君）

手元には私は持っておりません。組合にはあるかと思います。

○副委員長（柴田安宣君）

組合のほうにありますか。

○証人（土井勝好君）

はい、私は持っておりません。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。実は、同じような数字でいきますと、330日もし可能とすれば、1日300tですから99,000t処理する能力を有するというふうに解釈ができるわけですが、そういうふうに認識していいですかね。

○証人（土井勝好君）

能力としては300tということでございまして、先ほど言いましたように、基準ごみで能力としては300t以上ということになりますが、実際、処理するということになりましたら、毎日300t以上というのはなかなか難しい部分があるのではないかと私は思っております。

○副委員長（柴田安宣君）

もう1ついいですかね。甲第30号証の3ですけれども。

○委員長（西口雪夫君）

出していますか、甲第30号証の3、書記お願いします。

（証人へ甲第30号証の3を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

その中に、ページ数打っていませんけれども、前から数えてもらって10ページの中ですね。

○委員長（西口雪夫君）

10ページ、甲第30号証の3ですか。確認をしてください。しばらく待ってください、証人が見てから。よろしいですか。はい、どうぞ質問をお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

この中で、5億8,700万円から14億6,100万円に変更したという内容を示すというのが書いてあって、今まで変更という形ではなく詳細という形で考えると、協議してきた内容の顛末書を作成するということがこの記録として残っておりますけれども、今度は変更覚書を取り交わした協議の内容を示す顛末書を作成するということになっておりますけれども、これはどういうことなんですかね。

○委員長（西口雪夫君）

質問の意味わかりますか。

○証人（土井勝好君）

すみません、わかりかねます。

○副委員長（柴田安宣君）

すみません、この上から4行目、協議してきた内容のてんまつ書を作成するということになっておりますから、その協議した議事録みたいな形のてんまつ書ができて、残っておるのかなと思って聞いたんですけど。

○証人（土井勝好君）

すみませんが、記憶にございません。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。もう1つ伺いますけれども、この丸点がついている下のほうに、それぞれ議論されておるんですけれども、12ページの、あと1回だけの会議で、大変遅い時期、16年の時期だと思っただけなんですけれども、この会議の中で、今、証人はある程度のデータというのはJFEから出されたと言われたんですけれども、ここの中で1つ、一番下の維持補修費の基礎はということで、こっちのほうから質問として、多分、千葉プラントの実績はどうなっているかということをお伺いすると思っただけなんですけれども、こういうことで、電力とかそういう資料について、この16年の時期はJFEの会社は稼働して5年経っているデモ機を唯一持っている会社なんですよ。ですから、その資料はそれに基づいてそれぞれの正確なデータを出されたんじゃないかなと思っただけなんですけれども、これにあることに、この言葉から見れば、なかなか素直に出してあったのか、なかったのか、ようわからんところがあるんですけれども、この辺はどういうふうな協議をされておったんですか。

○証人（土井勝好君）

それについては、すみません、記憶にございません。

○副委員長（柴田安宣君）

この下のほうでカールスルーエーの情報が何かありますかと聞かれておりますけれども、そういうことで、情報が手元にないものですから、皆さん方、デモ機のデータとかカールスルーエーのデータあたりを参考にして協議の中を詰めていきたいということだったろうと思っただけなんですけれども、これについての答えはありましたかね。

○証人（土井勝好君）

すみません、それにつきましても記憶にございません。

○委員長（西口雪夫君）

まだありますか。

○副委員長（柴田安宣君）

6 ページ、2 ページ戻ります、ここが一番下の分で、多分これ、薬剤はきちんと計画どおり使用しないという云々があります。薬剤の5,000万円がはっきりしないのですがということで、苛性ソーダが一番高い、5,000万円では足りないのではないかという論議がされておるみたいですがけれども、このデータは高いか安いかわかるという数字のことに関しての協議はされておったんですかね。

○委員長（西口雪夫君）

薬品代の件ですかね。相当期間が経っていますので、急にここを示されても。

○証人（土井勝好君）

すみません、今の段階では記憶にございません。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。各年度でも聞いたんですけれども、もう10年余り経つわけですから、記憶がないのはやむを得んと思うんですけれども、電力にしても苛性ソーダにしても、データは彼たちはとってあるんですよ。ただし、データは産廃で、発電のデータはあるんですけれども。

○委員長（西口雪夫君）

委員、もう少し簡潔に質問してください。

○副委員長（柴田安宣君）

苛性ソーダにしても、彼たちが正確なデータに基づいて出していないから数字的に困ったような形になったんだろうと思うんですけれども、記憶にないということは、そういうJFEから詳しいデータは出してもらっていないということで理解しておっていいですかね。

○証人（土井勝好君）

根拠となるものは出ていないということで記憶をしております。

○副委員長（柴田安宣君）

根拠となる。

○証人（土井勝好君）

数字的なものは出ておりますけれども、その数値の根拠となるもの、そういうものにつきましては、私は記憶がございません。

○委員長（西口雪夫君）

松永委員。

○委員（松永隆志君）

変更覚書の締結に係わっておられまして、先ほど来、笠井委員からも質問があったこと、再度確認したいことが1点ございます。

私どもが一番気になっていたのが、J F Eさんが主張される一点保証。この点については、もう保証内容の変更ということになるかと思うんですよ。言ってみれば、応札条件、その前に発注仕様書があって応札条件を出して、そして年間経費内訳書が出てくる。そして覚書があって変更覚書。

これ、一連の流れの中で、この施設に関して、性能発注を行っておりますから、当然請け負った側のJ F Eさんがこういう処理能力でこういうコスト性能でやっていきますとかいうのがずっと引き継がれているわけですよ。これはもう重野証人にも確認しました。

しかし、最終的に変更覚書の中で保証内容が変わったということをJ F Eさんは主張されておるわけです。その点については、キツネにつままれたような心境だったと久野さんが言い出されて、ということで、そこは間違いありませんよね。

○証人（土井勝好君）

間違いありません。

○委員（松永隆志君）

ということは、保証内容に関する協議と申しますか、一点保証に関する協議はこの中で論議されていなかった、それはもう先ほども言われましたけど、その点は絶対間違いございませんよね。

○証人（土井勝好君）

間違いありません。

○委員（松永隆志君）

そして、そういう重要なことならば、当然とってある議事録の中に書いてあるはずですよ。その議事録も組合には存在しないということですよ。

○証人（土井勝好君）

と記憶しております。

○委員（松永隆志君）

それと同時に、私ども、J F Eに対しても、これはJ F Eさんの質問の中で絶対聞こうと思うんですけど、J F Eさんの中にも変更覚書の資料がないわけなんです。それはもう証人もわかられないと思いますけれども、ということは、結局そういう協議そのものが存在していなかったわけですよ、ここの一点保証に関する協議は。それは主張どおり自信を持って言われますよね。

○証人（土井勝好君）

はい、そうです。

○委員（松永隆志君）

わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員。

○委員（町田康則君）

雲仙市の町田です。私も今、裁判の中で一番引っかかって、問題になっているのは、先ほどから皆から出ています変更覚書ですね。これは重野さんとも一緒に、重野さんの指揮の元で証人も関与しましたと。その中で、やっぱり最終的に一点保証とは別としてでも、この応札条件、覚書、変更覚書が議会になかなか出てこなかったんですよ。

平成20年2月20日に雲仙市議会の議場で県央県南広域環境組合の議会がありました。そのときに初めて議員から色々指摘を受けて、それで初めて出てきたんですね、そんなものがあるなら出せと。ということで、重野さんも全くこの覚書と変更覚書は一緒なんですよということを言っていたんですけど、何で出さなかったんでしょうかね。それについて証人はどう思われますか。

○証人（土井勝好君）

それにつきましては、向こうの主張が違うということで協議はしておりました。そういうことから、向こうの考え方自体がおかしいんじゃないかというものが私にはありまして、具体的なものにつきましては私も記憶していません。

○委員（町田康則君）

JFEが数値金額が外に出してもらったら困るデータが載っているとか言われたんですけど、どう見ても、用役費の金額補償ですね、元々応札条件のときには年間経費が6億7,500万円のできる施設を造ってくださいと言って、そして、川崎製鉄に決まってからは5億8,700万円を覚書していますよね。それから、今度は覚書になったところで、用役費が今度は含まれていないわけですね。それまでは用役費、人件費、副産物経費、維持補修費等も入っていて5億8,700万円となっていたのが、今度は用役費を含まない。この点が、どう考えてでも、今、一番上がっているのはガスとか電気代が上がってきているんですよ。だからそこを外されたと。だから、私から見ると、キツネにつままれたとも言っていたんですけど、私はだまされたんじゃないかなと思っているんですよ。そこについてはどう思われますか。

○証人（土井勝好君）

だまされたという部分があるかどうかはわかりませんが、とにかく私はもうびっくりしたというふうに記憶しております。

○委員（町田康則君）

重野さんと変更覚書を作っていくときに、途中で金額保証から数量に変わると、そこに対しては何ら疑問を持たれなかったですか。

○証人（土井勝好君）

それにつきましては、実際15年の変更覚書の効力がありましたわけですから、どうしても物価の上昇とかそういうものが考えられますので、金額をぴしゃりということではなくて、物価に変動して物がするためには、数量保証、その分がそれにあう、物価の変動に対応する方法ではあるんじゃないかなというふうな感じでおりました。

○委員（町田康則君）

もう1つ、金額保証をしてあるから、逆に市民側に立って安く、ガス代がどう上がろうと、金額保証されているんだから、逆にそのほうが市民にとっては、当然市民ということは市、組合にとってです。組合にとってもそのほうがいいんじゃないかなと。どう物が上がろうと、金額で6億7,500万円、そして、それから覚書で5億8,700万円以内でしますよと言ってあるんだから、それで縛ったほうが組合にとってもいいんじゃないかと思わなかったですか。

○証人（土井勝好君）

先ほども言いましたように、物価が減る場合もございますので、逆に安くなる場合もございますので、その部分については、物価変動についての考えのほうがあったのではないかというふうに考えております。

○委員（町田康則君）

その当時は色んなものが上がっている状態だったと思ってきているんですよ。そんなに下がるという時期だったですかね。

○委員長（西口雪夫君）

質問にしてください。

○委員（町田康則君）

そしたらいいです、これで終わります。

○委員長（西口雪夫君）

田添委員。

○委員（田添政継君）

よろしくお願ひします。裁判の争点の一つでもあるんですけど、変更覚書の中で、文書間の色んな齟齬が生じたときには一番新しい文書が効力を発揮するということを書いてありますよね。この件について、どういう協議が、例えば、さらっと決まったのか、色んな議論があって決められたのかということと、それから、その効力の問題で、覚書と変更覚書と応札条件の関係についてどういうふうなご意見をお持ちか、お聞かせください。

○証人（土井勝好君）

先ほどの、齟齬についてはちょっとはつきり覚えておりませんが、
応札条件で、当初の覚書、それから変更覚書につきましては、結局、その流
れが前のものの内容的なものは引き継ぐものでございまして、あと、変更に
ついて、本格稼働に向けてとにかく詳細に決めていかなければならないとい
うことで、そういう流れがあったものと記憶しております。

○委員長（西口雪夫君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

私のほうから1点お聞きします。

先ほどの証言の中で、一点保証を言われたときに非常に腹立たしく思えた
と言われましたけれども、現実的に考えて、一点保証の2,000kcal
で80,665tより1tでも多かたり少なかりすると罰則が適用さ
れないと言われて、これ現実的に可能と思われませんか、80,665tとい
うのは。

○証人（土井勝好君）

可能でないと思っております。

○委員長（西口雪夫君）

ですね、はい。

そしたら、もう1点お聞きします。

陳述書の中に、建設当時、JFEの担当者へ稼働後300tの処理は大丈
夫ですかと聞いたときに、2割余裕を持った施設ですから大丈夫ですと答え
られたとありますね。これ、当時どなたがお答えになりましたか。

○証人（土井勝好君）

それは建設に携わった佐藤さんなんですが。

○委員長（西口雪夫君）

佐藤さんですね。

○証人（土井勝好君）

そのように記憶しております。

○委員長（西口雪夫君）

ありがとうございます。

松永委員。

○委員（松永隆志君）

先ほどまとめてお伺いすればよかったんですけども、この変更覚書の中
に20%の加算条項というのがございますですね。これについて、ちょっ
とご説明をお願いします。

○証人（土井勝好君）

当初の覚書からそれはありましたので、そのいきさつにつきましては私は記憶にございません。それは最初の応札条件のひな形からかと思うんですが、当初の、どういういきさつの20%かは私は記憶にございません。

○委員（松永隆志君）

そのいきさつじゃなくて、加算条項そのものの中身を説明してください。

○証人（土井勝好君）

20%。

○委員（松永隆志君）

はい、20%。どういうものに対して20%の。

○証人（土井勝好君）

それは、ごみ質、ごみ処理量の変動によって、20%を上限として増額をということで書いてあったかと思っておりますが。

○委員（松永隆志君）

ということは、20%条項があるということは、先ほどの一点保証というのとは同じ話の中で矛盾するわけですね。20%条項があるということは、その前提が一点保証ならば、この条項は当然不要な条項になるんじゃないでしょうか。私はそういうふうな理解をしているんですけども、どう思われますか。

○証人（土井勝好君）

矛盾していると思っております。

○委員（松永隆志君）

ありがとうございます。

○委員長（西口雪夫君）

ここで休憩をとります。次の開始を5分から行います。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○委員長（西口雪夫君）

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本格稼働後のトラブル等につきまして、続きまして上田委員からのほうから質問をお願いします。

○委員（上田 篤君）

雲仙市から来ております組合議員の上田篤です。どうぞよろしくお願ひします。

最初にもうちょっと確認したいんですが、土井証人のこの環境組合に勤務された期間とその役職ですね、もう1回お願いします。

○証人（土井勝好君）

平成15年4月1日から企画課企画係長として組合に入りまして、本格稼働後の17年4月1日からは施設課管理係長ということで、昨年の23年3月31日まで組合におりました。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。ということは、かなり大事な期間おられたということですね。それで私は、甲第18号証（発言する者あり）ああ、出ていますかね、の土井証人の陳述書を中心にしながらお尋ねしたいと思います。

再確認なんですけど、甲第18号証の5ページ「13、平成17年3月16日から20日にかけて、引渡性能試験運転を行い、ごみ処理能力その他について被告の自己判定による合格報告を受けました。」とありますけれども、この自己判定というのは間違いないですか。

○証人（土井勝好君）

間違いありません。そのように記憶しております。

○委員（上田 篤君）

昨日、重野証人の答弁の中で、何か自己判定だけじゃなくて外の第三者の判定があったようなこともちょっと言われたような気がするんですよ。それはないんですね。

○証人（土井勝好君）

ああ、すみません、一部はあったかもしれませんが。ほとんどがJFE側の自己判定だと記憶しております。

○委員（上田 篤君）

その一部がどういうものかは覚えていないですか。

○証人（土井勝好君）

すみません、記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

同じく、その5ページの真ん中辺ですね、「コスト性能に係わる施設性能、補償事項の検証確認はせず、本格稼働後へと先送りされた」とありますが、それはなぜそうなったのでしょうか。

○証人（土井勝好君）

いきさつについては私も知っておりません。記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

それについて、なぜ先送りするのか、それはおかしいんじゃないかというようにやりとりはなかったのでしょうか、JFEと組合側で。

○証人（土井勝好君）

あったという記憶はございません。

○委員（上田 篤君）

ない。（「はい」の声あり）ああ、そうですか。（「記憶はございません」の声あり）はい、わかりました。

私は、やっぱりそこであってしかるべきだったんじゃないかと思うんですけども、それは現時点から振り返って、何か思うことはありませんか。

○証人（土井勝好君）

引渡性能試験のときにはコストの実績がございませんので、その関係でされていらないのではないかと考えております。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

次に、トラブルについてお尋ねします。

同じく5ページ、下のほうですね、14というところに、「本格稼働直後の4月1日から5月10日までの間にトラブルが多発、続発した。」とありますが、具体的には、いつどんなトラブルがあったのか覚えておられますか。

甲第18号証と甲第16号証、これは石河さんの陳述ですが、あと、甲第40号証の1というのもできれば証人に見せてください。

○委員長（西口雪夫君）

しばらく待ってくださいね。（発言する者あり）ページお願いします。

（証人へ甲第18号証、甲第16号証、甲第40号証の1を提示）

○委員（上田 篤君）

ちょっと資料が多くて申しわけないんですが、覚えておられる範囲で、そのトラブル、いつどんなトラブルがあったのか説明をお願いいたします。

○委員長（西口雪夫君）

資料の場所わかりますかね。急に言われてもちょっと。（「すみません」の声あり）

○証人（土井勝好君）

トラブルにつきましては、私、直接の担当ではございませんでしたので、詳しいことにつきましては記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

土井証人の陳述書の中にあるので、例えば6ページ、7ページにありますね。連結管の詰まりとか非常用発電設備ラジエーターファンの問題、ジャケット冷却水水漏れなどが書いてありますね。これは主な要旨について説明をお願いします。

○証人（土井勝好君）

陳述書のこの部分につきましては、私の内容じゃなくて杉本のほうからの運転状況について、ポイントということで記載されておまして、私が間違

った記憶でございましたら迷惑をかける可能性がございますので、この分につきましてはどうなのかという感じではありますけれども。

○委員長（西口雪夫君）

今のようなことで、次の質問に入ってください。

○委員（上田 篤君）

そのトラブルが発生したときに、J F E側からこういう理由でこういうトラブルが発生しましたというような説明はありましたか。

○証人（土井勝好君）

そのような説明はあっていたみたいです。

○委員（上田 篤君）

あっていた。土井証人はそれは直接は聞かれていないんですね。

○証人（土井勝好君）

記憶にないです。

○委員（上田 篤君）

聞かれていないんですね。

○証人（土井勝好君）

はっきりした記憶がございません。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

その当時、報告は何か文書にまとめて出されたかどうかはどうでしょうか。トラブルについての説明。

○証人（土井勝好君）

文書まではちょっと記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

その報告を受けて、組合として協議なんかされたことは覚えておられますか。

○証人（土井勝好君）

すみません。記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

わかりました。

では、次に移ります。

処理能力の問題で、これも再確認になるんですが、処理能力、甲第46号証の8ページ、これは、いいですか、8ページ出してもらって。ああ、すみません、甲第46号じゃないですね。結構です。ページは私、勘違いしていました。

先ほども質問の中であったことなんですけれども、全てのごみ質が1, 100kcalという低質であっても1日300t処理できるということ、その処理能力の説明は意味しているんですかね。これ間違いないですね。

○証人（土井勝好君）

と思っております。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

あと、処理対象ごみ量、色んなところに出てきます80, 665t、この意味ですね。何回も聞いてはいるんですけれども、よく理解できないものですから、もう一度この数字の意味をお尋ねします。

○証人（土井勝好君）

計画の段階におきまして、平成21年度の年間のごみ処理量ですね、資源化物とかの削減も含めましてですけれども、その分も含めて21年度の計画の段階の年間経費、年間ごみ量が80, 665tでございます。

○委員（上田 篤君）

平成21年度を想定してここに持っていきたい、こういう処理量にしたいという計画ということですね。

○証人（土井勝好君）

そうです。

○委員（上田 篤君）

ということは、別に当初から80, 665tの処理ということで出ていた数字ではないわけですね。

○証人（土井勝好君）

そう思っております。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

次に、排水のごみピット大量投入に係わる問題ということで、これは環境エンジニアリングの石河さんが陳述されていることになるんですけれども、わかる範囲でお願いします。

まず1つは、島原市にあります東部リレーセンターから出る汚水、これもピットに入れるということになってはいるようなんですけれども、この汚水というのはどういう仕組みで出てくるものなんでしょうか。

○証人（土井勝好君）

すみません。その大量、排水とか含めまして、私、直接の担当ではございませんで、詳しいことは存じ上げておりません。

○委員（上田 篤君）

今、言いました東部リレーセンターから出る汚水を投入することになっているということは覚えておられますか。

○証人（土井勝好君）

記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

記憶にない。ああ、そうですか。

○委員長（西口雪夫君）

今の件に関しては、元の組合との話し合いの中でちゃんと決めてありましたので。

○委員（上田 篤君）

ええ、それを確認したかったんですよ。

ごみ質の問題ですが、ごみ質というのは、やっぱり水分が多ければ多いほど低下するというふうに考えていいんですかね。

○証人（土井勝好君）

水分が多ければ、やっぱり処理量は少なくなると私は思っております。あとは、能力では、余りにも高過ぎても今度はガス生成の段階でガス生成のほうに負荷がかかりますので、その段階では若干下がっていくのかなど。カロリーが2, 800とか多い場合につきましては、ガス生成のほうに負荷がかかって処理能力は低くなるみたいでございますけれども。

○委員（上田 篤君）

このピットに水が大量に投入されて、それが溢れ出たということも石河さんが陳述書に書かれているんですけれども、そういうことがあった事実は覚えておられますか。

○証人（土井勝好君）

事実は、あったことは知っております。

○委員（上田 篤君）

それはどういう、その当時なぜ溢れたかという論議はされましたか。

○証人（土井勝好君）

はっきりは覚えておりませんが、JFEのほうで、こちらに無断でピットの中に大量に水を投入したという記憶はございます。

○委員（上田 篤君）

それは、だれがそういうことでこうだろうということと言われたんでしょうか。

○証人（土井勝好君）

だれかというのは、ちょっと記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

話としては、J F E側が組合に無断でピットに大量に水を投入したというふうな話があったということですね。

○証人（土井勝好君）

の記憶をしているということです。

○委員（上田 篤君）

それについて、J F E側に組合として、なぜそうしたのかというような問いはされたいのでしょうか。

○証人（土井勝好君）

私の中では記憶しておりません。

○委員（上田 篤君）

じゃ、J F Eに問いただしたらこういう答えが返ってきたよというような報告などもなかったんですね。

○証人（土井勝好君）

記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

ああ、そうですか。わかりました。

次に、補強工事の関係なんですが、甲第35号証の1から4まで、この補強工事についてはどういう係わり方をされたのでしょうか。

○証人（土井勝好君）

直接的には係わっておりません。この4つの分ですね。（「ええ」の声あり）排水処理とかですね。（「はい」の声あり）それぞれ直接的には私は係わった記憶はございません。

○委員（上田 篤君）

報告とかそういうのは随時受けたりはされていたんですか。今日工事が始まったよとか、こういう工事だよとか、水量のことについては。

○証人（土井勝好君）

そういうことはありましたけれども、いつごろというのはわかりましたけど、直接具体的なものにつきましたは記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

補強工事の内容について、補強工事が何種類か行われていますけれども、この甲第35号証の1から4について書いてあるんですけれども、その中身については、詳しい内容ではなくても、どういう工事だったというのは覚えておられますか。

○証人（土井勝好君）

大体の記憶はあります。

○委員（上田 篤君）

それでは、まず1つは、甲第35証の1ですけれども、排水処理設備増設工事というのが最初に書いてありますが、これはどういうものかは覚えておられますか。

○証人（土井勝好君）

これは塩製造関係で、RO膜の増設だと記憶しております。

○委員（上田 篤君）

そのRO膜の増設というのは、なぜそれが必要になったんですか。

○証人（土井勝好君）

具体的なところは記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

その工事によってどういう効果が得られたかというのは記憶にありますか。

○証人（土井勝好君）

すみません、それも記憶にございません。

○委員（上田 篤君）

わかりました。

では次に、甲第35号証の2ですけれども、そこに液体酸素貯留気化装置設置工事ということでありますが、これはどういう、その概要ですね、覚えておられますか。

○証人（土井勝好君）

酸素が不足することで補うためのものということで記憶しております。

○委員（上田 篤君）

これは、酸素が不足するというのはなぜなのかというのは覚えておられますか。

○証人（土井勝好君）

具体的なところまでは覚えておりません。

○委員（上田 篤君）

これは、ここに書いてあるように、液体酸素貯留気化装置を外から持ってきてつけたということですよ。

○証人（土井勝好君）

そうです。

○委員（上田 篤君）

修繕ということじゃなくて。

○証人（土井勝好君）

液体酸素貯留設備を設置したということです。

○委員（上田 篤君）

設置したということですね。はい、わかりました。

次、甲第35証の3ですけれども、予備高温反応炉下部均質化炉製作工事とありますが、この概要についてはどうでしょうか。

○証人（土井勝好君）

炉の補修する段階で、その期間しばらく停止する必要がありますので、カートリッジ式で予備を増設しまして、カートリッジ式で入れ替えの時間、結局、稼働する時間を増やすために予備炉下部が設置されたものだと考えております。

○委員（上田 篤君）

均質化炉はどうですかね。

○証人（土井勝好君）

均質化炉も一緒でございまして、一緒にカートリッジ式で入れ替えて、補修する期間を短くして運転日数、処理日数を増やすためのものということで記憶しております。

○委員（上田 篤君）

わかりました。

次、甲第35号証の4ですが、シリカ除去装置設置工事とありますが、これについてはどうでしょうか。

○証人（土井勝好君）

シリカを水で冷却するわけなんですけど、その水の中にシリカ、ケイ素ですね、が含まれておりますので、配管とか、あと熱交換器なんかは、結局、水の中に溶け込んでいます成分ですね、それがシリカとか付着しますので、そういうことで熱交換なんかは効率が悪くなるということから処理量が落ちると。そのためにシリカ除去装置を設置して、そのシリカを除去して、そういうシリカの付着をなくすためのものということで記憶しております。

○委員（上田 篤君）

はい、ありがとうございます。

今、補強工事として4つの工事について説明を受けましたけれども、これ全部が本格稼働を始めてから2年以内にこういう工事、多額の費用をかけてやっているわけですけれども、これについては、本来であれば当初から設備の中にあるべきものだったんじゃないかという気がするんですけど、どうなんでしょうか。

○証人（土井勝好君）

そのように思っております。

○委員（上田 篤君）

この工事をやったことによって処理能力はアップしましたか。

○証人（土井勝好君）

その状況は、余り効果なかったというふうに記憶しております。

○委員（上田 篤君）

効果がなくて、かなりの費用掛っているわけですが、これは全て組合側が負担したんですか。

○証人（土井勝好君）

組合側のほうで負担はしております。けれども、現在、裁判のほうで請求をしているという状況でございます。

○委員（上田 篤君）

当初からは組合が負担するというので J F E 側と約束したわけですかね。

○証人（土井勝好君）

契約しておりますから、そういう状況だと思っておりますが。

○委員（上田 篤君）

それを今、裁判で争って返還を求めているというのはどういう理由ですか。

○証人（土井勝好君）

詳しいことはわかりませんが、その後の J F E が行われました改善改良工事で能力のアップをしておりますので、本来であれば当初からその能力がなければならなかったんじゃないかということからですね、そういうことがございましたので、当然 J F E 側の処理能力を上げるための方策だということから、結局、裁判のほうで請求をしているという状況でございます。

○委員（上田 篤君）

わかりました。

次に移ります。

そのコスト性能の問題ですが、先ほどもちょっと質問がありましたけれども、当初の計画と実際稼働して出てきた金額とが大きな違いがあると、これはなぜそういう違いが出てくるのか。詳しくはわからないかもしれませんが、わかる範囲でどうですか。

○証人（土井勝好君）

詳しくはわかりませんが、契約どおりの施設でないんじゃないかと思っております。

○委員（上田 篤君）

当然、契約どおりにコストも含めてあるのが本来だと思いますけれども、今、補強工事をしまして、あと改善改良工事もしましたよね。今後、コストというのは当初の応札条件に納まっていくんでしょうか。

○証人（土井勝好君）

それにつきましては、私はわかりません。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

次に移ります。

操業人員、薬品使用料、維持補修費等ですが、操業人員も当初計画と実際とでは違いがあるようですけれども、すみません、前後しまして。これについては、甲第5号証、甲第44号証は1枚ものですが、こういう超過経費計算書等をご覧になったことがありますか。

○証人（土井勝好君）

あります。

○委員（上田 篤君）

ここでいう、甲第5号証では操業人員についても数字が出ておりますけれども、わかりますかね。（「はい」の声あり）この違いですね。かなり的人数が違うわけですけれども、これは何でそうなんでしょうか。（「人数のお話」の声あり）人数ですね、今。

○証人（土井勝好君）

人数の違い、すみません、その甲第44号証と甲第5号証との関連がちょっとわからないんですが。

○委員長（西口雪夫君）

書類の説明を言ってください。甲何号証と言っても証人は何を示しているのかわかりませんので。

○委員（上田 篤君）

甲第44号証は、超過経費計算書ということで、当初覚書とその後実績が並べてありますよね、数字がですね。それで、人件費、薬品費、維持補修費等がここに数字として並んでいるので、違いはわかると思います。

あと、甲第5号証は年間経費内訳書ということでありまして、その一番下の（4）人件費とありますよね。人数と人件費が書いてありますけれども、ここでは人員が当初計画では23人となっていたけれども、実際は31人今、かかっているというふうに聞いたんですけれども、これは間違いはないんですかね。

○証人（土井勝好君）

すみません、31人というのがちょっと私はわかりませんけれども。

○委員（上田 篤君）

証人がおられたときは何人かかっていたか。

○証人（土井勝好君）

私は陳述では50名ほどと書いていましたが。（「50人ですか」の声あり）

○委員（上田 篤君）

ということは、当初の計画の倍以上ということですよ。

○証人（土井勝好君）

そうです。

○委員（上田 篤君）

余りにも多いような気がするんですが、それ、なぜそうなのでしょうかね。

○証人（土井勝好君）

契約どおりの施設じゃないからだとは思っておりますが。

○委員（上田 篤君）

人件費も当然倍以上になるわけですが、これは組合側が負担しているんですか。それとも J F E 側ですか。

○証人（土井勝好君）

変更覚書の額の範囲内で組合が委託いたしまして J F E 側に支払っております、そのあとにつきましてはわかりません。 J F E 側でどのように支払っているかについてはわかりませんが、そういう状況でございます。変更覚書の額の範囲内で支払っていると。

○委員（上田 篤君）

組合としては、変更覚書の枠内でしているか、その先はわからんということですね。

○証人（土井勝好君）

その先はわかりませんということです。

○委員（上田 篤君）

だから、倍になろうが何しようが、それ以上は払っていないということですよ。

○証人（土井勝好君）

そうです。

○委員（上田 篤君）

組合としてはですね。

○証人（土井勝好君）

そのように記憶しております。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

次に、同じく甲第 4 4 号証と甲第 5 号証に係わるわけですが、薬品の使用量、これも、甲第 4 4 号証では細かく、薬品費が当初覚書では 3, 8 5 5 万 8, 1 0 0 円と数字があるんですが、実績としては、薬品油脂、人件費ということで込みになっているんですよ。これ理解できないんですけども、これも当然かなりの違いがあると思うんですけども、わかりま

すか。

○証人（土井勝好君）

平成17年度から19年度の使用量なんですが、計画に対しましては、重量比で大体5倍から6倍の量で増加していたと記憶しております。

○委員（上田 篤君）

薬品の重量ですか。

○証人（土井勝好君）

私の陳述書では重量比でしか書いておりません。ちょっとわからなかったもんですから、薬品自体もたくさんありますもんで、1つ1つじゃなくて全体枠で陳述書は記載させていただいております。

○委員（上田 篤君）

重量比ですから、単純に経費も5、6倍になったということじゃないんですね。

○証人（土井勝好君）

そういうことではございません。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

それにしても、かなりの増加額だろうと思いますが、これについても、変更覚書の枠内のお金しか組合としては出していないということですか。

○証人（土井勝好君）

というふうに記憶しております。

○委員（上田 篤君）

わかりました。

次に、維持補修費ですが、これについては、この甲第44号証を見ると、ここで書いてあるのは維持管理費ですね。ちょっと変動がありますけれども、当初覚書では2億5,300万円余り金額が書いてありますが、17年は2億3,000万円、18年度は1億9,000万円と減っているんですね。しかし、19年度は3億1,300万円とかなり増えているわけですが、これはなぜこのような変動があるかというのはおわかりですか。

○証人（土井勝好君）

すみません、具体的なところはちょっとわかりません。

○委員（上田 篤君）

ここに書いてあるのは、補強工事関係とそれはまた別個ですかね。

○委員長（西口雪夫君）

上田議員、すみませんけれども、時間も限られていますので、次の質問に入ってください。

○委員（上田 篤君）

わかりました。次移ります。

裁判に訴えた経緯についてお尋ねします。

甲第18号証の18ページ、これ、平成20年8月の組合議会で裁判の訴えの提起が可決されましたが、これはどういう経緯があったのでしょうか。

○証人（土井勝好君）

経緯につきましては、陳述書に書いておりましたのでございます。管理者のほうにJFE側から裁判についての提案がなされまして、組合議会の議決を受けて裁判に訴えたという状況でございます。

○委員（上田 篤君）

JFE側から裁判に訴えてもらいたいというような話があったということですか。

○証人（土井勝好君）

相談があったということでございます。

○委員（上田 篤君）

それは一体なぜそういうことになったのでしょうか。

○証人（土井勝好君）

すみません、具体的なところまでは私はわかりません。

○委員（上田 篤君）

いや、考えられているところないですか、思われるところ。

○証人（土井勝好君）

すみません、憶測となってしまいますので、ちょっとわかりません。

○委員（上田 篤君）

わかりました。JFE側から裁判に訴えたほうが良いというような話があったことと、これは平成20年2月5日付の日経新聞にJFEホールディングスが500億円の特別損失を計上したという記事があるわけですが、これとも関係あるのでしょうかね。

○証人（土井勝好君）

いや、それについてもわかりません。

○委員（上田 篤君）

はい、わかりました。

今、色々聞いてきましたけれども、質問した以外の問題で、ぜひともこの場で言いたいということはございませんか。

○証人（土井勝好君）

とにかく私といたしましては、裁判に今、携わっておりませんが、とにかく勝っていただきたいと、そういうことを願っているという状況でござ

ございます。

○委員（上田 篤君）

はい、終わります。ありがとうございました。

○委員長（西口雪夫君）

補足質問に入ります。町田委員。

○委員（町田康則君）

先ほどごみピットに水が大量に入ったと、それは写真でも土井さん自身も確認されたんでしょう。

○証人（土井勝好君）

写真は見ました。

○委員（町田康則君）

ちょうどこのときは施設管理係長ですよ。こういうふうなのが、もちろん浮いているのも見られたんでしょう。

○証人（土井勝好君）

浮いている状況は見ました。

○委員（町田康則君）

見ましたですね。あそのピットというのはすごい広さでもっていますよね。それが浮いてあふれるぐらいまでというのは見られたということですね。

○証人（土井勝好君）

そうです、写真をちょっと見ました。

○委員（町田康則君）

そしたらなぜ、当然ここの職員が運転しているわけじゃなくてJFEの子会社になるんでしょうけど、そこがとにかく管理をしているわけですね。そして、何でこの水がこんなに入れられたんだという説明はされなかったんですか。いんにゃ、説明を受けなかったんですか、してくださいと。

○証人（土井勝好君）

それについては私は直接記憶にございません。聞いたという記憶はございません。

○委員（町田康則君）

直接じゃなくてでも、間接で何でこんなふうに入れたというのは聞かれたことはないんですか。

○証人（土井勝好君）

記憶に、すみません。

○委員（町田康則君）

そしたらもう1つですけど、平成18年9月17日、台風13号による停電がございましたですね。これは証人の陳述書の中でもあるんですが、7ペ

一ジのほうに、これ、台風13号による停電で初めて装備されたファンが50Hz仕様の製品が使用されていたため、こちらは違いますよね。ですから、そういうのがわかったと。当然、施設管理係長としてこれは確認されたんですか。

○証人（土井勝好君）

先ほども言いました、直接の担当ではございませんで、具体的なところにつきましてはちょっと記憶にございません。

50Hzは、関東以北になりますけれども、60Hzが西日本になりますけれども、それについてちょっと違ってたと。結局、50Hzのほうをはめていた、そのために停止したというのは聞いておりますけれども、具体的なところは聞いておりません。

○委員（町田康則君）

そしたら、証人の施設管理係長というのは大体どういうふうな仕事なんですかね。

○証人（土井勝好君）

先ほど言いました、こちらのトラブルについては施設運営のほうでしております、私はまた別物の、何と申しますかね、裁判とかございましたですよ、その分の資料作成とかそういうものでございまして、トラブルについては、言ったように、申しわけありませんが、私は直接担当してなかったという状況でございます。

○委員（町田康則君）

ああ、そうですか。

○証人（土井勝好君）

はい。

○委員（町田康則君）

私は施設管理係長というわけだから、管理する中で当然施設、そういうののトラブルがあったときにはまず行って、そういう現状を把握されたのかなと思っていたもんですから。

今、土井さんはこういう裁判をされているんですけど、ほかの重野さんとかそういう方の陳述書を読まれたことあるんですかね。

○証人（土井勝好君）

はい。

○委員（町田康則君）

全部、ほかの方も読まれましたか。

○証人（土井勝好君）

いいえ、読みましたといえますか、具体的なところまでは覚えておりませ

んけれども。

○委員（町田康則君）

この中に、証人の陳述書の中に重野さんですとか石河さんとかいう方の意見書とか陳述書が出てくるものですから、そういうのをやっぱり読まれているんだなと思っていたんですけど、それは間違いないですね。

○証人（土井勝好君）

若干は、組合にいたときとかは見ましたけれども。

○委員（町田康則君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

1点再確認させていただきますけれども、先ほどの柴田副委員長の質問の中で、330日稼働とあるので、99,000t燃えなきやいけないですかと聞かれたときに、毎日300tはちょっとと言われましたけれども、あくまでも221tは計画処理量として理解していいですね。

○証人（土井勝好君）

あくまでも221tは、年間の計画書で80,665tを365日で割っただけの数値ということで考えております。

○委員長（西口雪夫君）

あくまでも施設は1日300tの処理能力を可能とする施設を要求されたと理解していいですね。

○証人（土井勝好君）

そうです。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。

ほかに質問ございませんか。柴田副委員長。

○副委員長（柴田安宣君）

先ほどの答弁の中で、運転の人間を50名ぐらいというふうなことで言われたんですけど、これは確認されたんですか。

○証人（土井勝好君）

それは担当のほうで、組合の担当の者に聞いて、その人数分ということでしております。

○副委員長（柴田安宣君）

ありがとうございました。

そして、補強工事と改善改良工事の関連ですけれども、ここに契約設計図書があります。これを提示いただければと思うんですけども。

○委員長（西口雪夫君）

何号証でしょうか。（「甲第30号証の1です」の声あり）甲第30号証の1を提示お願いします。何ページですか。（「1の2の1から1の2の2のほうをまずは出していただいで」の声あり）

（証人へ甲第30号証の1、1の2の1、2を提示）

○委員長（西口雪夫君）

質問をお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

これは入札されたときに応札条件に従って入札をされ、もちろん内訳書も出された後の発注仕様書に基づいた契約をされて、それに川崎製鉄のほうから組合に出された書類なんですよ。

ここにあります公称能力ということで、1日300tの能力を有しますということでもありますし、それと、これの1の2の2が1、100kcalから2、800kcalのごみの組成の内容が示してあります。これが炉のほうで工事が出てくるんですけども、これは公称能力とごみの質の問題はこのとおりで、契約書にうたったとおりのことだということ認識していいわけですね。この施設のごみ処理能力ですね。

○証人（土井勝好君）

処理能力はこのとおりですね。指定されたごみ質の範囲内で1日300tの処理能力を有しますということで記載されておりますので、ごみ質の範囲というのが1、100kcalから2、800kcalですので、その間は全て300tはなければならないということでございます。

○副委員長（柴田安宣君）

それから、この1の3の1を見ていただきたいんですけども、

○委員長（西口雪夫君）

書記、ちょっと手伝ってください。提示をお願いします、いいですか。

（証人へ甲第30号証の1、1の3の1を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

これ1番の上のほう、施設機能の確保、それから適用範囲内ということでここに文言が書いてありますけれども、「必要な設備、または性能を発揮させるために必要なものは、設計図書等に明示されていない事項でも、弊社の責任において完備します。」というふうに書いてありますけれども、そのとおりでしょうね。

○証人（土井勝好君）

そのとおりです。

○副委員長（柴田安宣君）

それから、1の6の1です。これに「性能保証」があって、1の6の2で

「この保証事項」とあります。この1で、「本施設の処理能力及び性能はすべて弊社の責任により確保致します。」と、また、「弊社は設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは、貴局の指示に従い、弊社の負担で施工するものと致します。」ということを書いてありますけれども、これはこのとおりに思いますけど、いかがですかね。

○証人（土井勝好君）

記載されているとおりに思います。

○副委員長（柴田安宣君）

それと、その下に2として、「性能保証事項」ということで下のほうにずっと書いてありますけれども、ごみの処理能力の中で、「指定されたごみ質のすべての範囲について24時間稼働で1炉当たり、計画処理能力を満足する設備とします。」と書いてありますけれども、これもこのとおりに思うんですけど、どうですかね。

○証人（土井勝好君）

はい、このとおりに思います。

○副委員長（柴田安宣君）

そして、この後ろのほうで「保証期間」があります。1の7の1です。保証期間があって、下のほうに下がってきて、「瑕疵担保期間、前記期間に係わらずということ、期間については15年間とします。」ということここでうたわれております。これはこのとおりに思うんですけど、どういうふうに、瑕疵担保の期間ですね。

○証人（土井勝好君）

はい。記載されているとおりに思います。

○副委員長（柴田安宣君）

それから、「補修」ということが書いてあります。上の判定はともかくとして、3で、それぞれ瑕疵と判定された場合ということなんですけれども、「弊社は無償で補修する責を負うものとし。」ということ、何かこういうことでいきますと、この条項そのものは補修工事とか色んな工事に関しては相手方の川崎製鉄が責任を持つというふうに理解をするんですけども、この契約図書を見て、当時の係長とされてどういうふうに考えておられましたか。

○委員長（西口雪夫君）

お答えできますか。

○証人（土井勝好君）

これについては、記憶がちょっと。

○副委員長（柴田安宣君）

わかりました。それは結構です。

上のほうで責任施工ということがうたわれておりますから、問題点が生じたものについては川崎製鉄が責任を持って施工をするというふうな、無償で向こうの責任ですということと今、確認されましたから、そのとおりと思います。

それと、この3、今の1の7の1の中で「製造物責任」とありますけれども、これからいきますと、「製造物責任法を遵守します。」ということでありまして、これはどういうふうに理解すればいいのか、ここら辺、確認されたことはありますか。

○証人（土井勝好君）

記憶にありません。

○副委員長（柴田安宣子君）

これは建物、製造物責任法というものがあって、この法に従って今、言われたとおりの、書いているとおりのことを遵守するというふうにとらえられるんですけど、そういうふうな認識は持っていますか。

○証人（土井勝好君）

今、この場で即答もちょっと、判断難しいと思っております。

○委員長（西口雪夫君）

以上でよろしいですか。

それでは、以上をもちまして土井勝好氏の尋問を終了いたします。

証人におかれましては、長時間にわたりましてご協力いただき、ありがとうございました。心からお礼申し上げます。

○証人（土井勝好君）

どうもありがとうございました。

○委員長（西口雪夫君）

ご退席ください。

（証人退室）

ここで休憩をとります。再開を1時30分からといたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

傍聴人の皆様をお願い申し上げます。委員会中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくか電源をお切りいただきたいと思います。委員会の進行を妨げるような行為は退場して

いただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

次に、高田徳一氏の証人尋問に移ります。

書記、証人を入室させてください。

(証人入室)

○委員長（西口雪夫君）

証人におかれましては、お忙しいところをご出頭いただきまことにありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるようにご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねいたします。出頭カードに記載されていることについては間違いございませんか。

○証人（高田徳一君）

はい、間違いございません。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人に証言を求める場合には、うそを言わないという宣誓をさせなければならぬことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分注意をしてご証言をください。

それでは、法律の定めるところによりまして証人の宣誓を求めます。

報道機関はございませんね。傍聴人も含め、全員起立をお願いいたします。

それでは、高田徳一証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（高田徳一君）

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。平成24年4月13日、高田徳一。

○委員長（西口雪夫君）

着席をお願いします。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

(宣誓書署名捺印)

○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

また、こちらから質問しているとき、また、証言をされる際も着席のまま結構でございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、録音をしておりますので、質問は最後まで聞き終わってからお答えください。

なお、本委員会の調査期間が組合発足の平成11年からと非常に長期間にわたりました。それぞれ期間を区切って調査をしましたので、担当に当たられました質問を上田委員、町田委員のほうからよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、高田徳一氏への質問を町田委員よりお願いいたします。

(上田委員、町田委員質問席着席)

○委員（町田康則君）

雲仙市の町田でございます。よろしく申し上げます。高田さんとは、もうずっと議会のほうも傍聴に参りましたのでよく私も知っておりますし、高田さんもお存じだと思います。

まず、高田さんの経歴ですね、ここにいつ来てどうだったというのを、まず経歴からお聞かせ願いたいと思います。

○証人（高田徳一君）

平成17年4月1日付で諫早市の生活環境部の理事を拝命いたしまして、同日付で県央県南広域環境組合の事務局長を拝命して着任をいたしました。以来、県央県南広域環境組合で2年間、平成19年3月31日まで事務局長の任務につかさせていただきました。

それではでございますか。（「それ以降は」の声あり）

19年3月31日で諫早市の職員を定年退職いたしましたので、引き続きという言い方はおかしいかと思いますが、19年4月1日付で県央県南広域環境組合の管理者から事務局参与で頑張っていたきたいということで、以来19年度、20年度、21年度、22年度、昨年23年の3月31日まで事務局参与として務めさせていただきました。

○委員（町田康則君）

まず事務局長としての仕事、また、参与としての仕事はどういうものでございますか。

○証人（高田徳一君）

とにかく県央県南広域環境組合の一切の事務局の全責任を担うということになります。

もう言うまでもないことと思いますが、県央県南広域環境組合は諫早市、島原市、それから、現在の雲仙市と南島原市の4市で広域環境組合を造って広域のごみ処理をしているところでございますので、その圏域26万人から排出される一般廃棄物の処理に当たると。これが主な事務局長の任務でございます。

当然、県央県南広域環境組合にはリレーセンターという、いわゆる東部リレーセンターと西部リレーセンターの2カ所もございますので、これも当然

事務局の元で所掌をしながら事務の遂行をするというのが任務でございます。
（「参与は」の声あり）

参与といたしましては、当然2年間事務局長で大任を負わせていただきましたが、そういうもので色々経験をしたこと、あるいは交渉ごとでやったこと、そういうものを踏まえながら、処理業者でありますJFEとの交渉であるとか、あるいは関係機関との調整、それから、構成市との事務連絡調整、そういうものを踏まえての業務でございます。

○委員（町田康則君）

わかりました。それでは、早速質問をしたいと思うんですが。

○委員長（西口雪夫君）

委員、提出書類はいいですか。

○委員（町田康則君）

提出書類ですね、甲第21号証、これは高田さんの陳述書でございますけど、これを提出してもらいたいと思います。

○委員長（西口雪夫君）

書記、書類の提出をお願いします。

（証人へ甲第21号証を提示）

○委員長（西口雪夫君）

はい、どうぞ。

○委員（町田康則君）

トラブルに関しましてでございます。4月1日から着任なさったんですが、そのときから色んなトラブルが発生しまして、4月5日でございますね、まだ着任されたばかりでございますが、ごみの処理量が向上しないため、JFEの大杉所長に3炉での運転の申し入れをされましたですね。すると所長から、まず1として、従事するものが不慣れでと。それから、2として、3炉運転には人を増やす必要があると。そのためには金も掛ると。本社と協議をという答えだったんですけど、それは本当でございますか。

○証人（高田徳一君）

陳述書に記載のとおりでございます。

○委員（町田康則君）

本当ですね。

○証人（高田徳一君）

はい。

○委員（町田康則君）

まず、私はこれを読んだときに、3炉運転は当然するものだと思っているのに、何で本社と協議しなければということと言われるのかなと思っていた

んですけど、そのとき証人は何と思われましたか。

○証人（高田徳一君）

今、町田委員仰せのとおり、県央県南クリーンセンターのごみ処理能力は、いわゆる100tの処理能力の炉を3つ備えております。したがって、まず300tの処理はできるものだと、そのように私どもも思うとったわけでございますから、この陳述書に記載の当時の大杉所長に申し上げるころの4月14、5日ごろまでは2炉で処理をしておったわけです。3炉すれば、当然限りなく300tの処理ができるであろうということから、何で3炉運転に切りかえないんですかということをし入れをしたというのがこの陳述でございます。

○委員（町田康則君）

ですから、3炉運転することを考えていなかったのかなとJFEに対して思わなかったですか。

○証人（高田徳一君）

いいえ、それは私がどうこう思うことじゃないんですが、当然私たち事務局としては3炉はできるという前提に立っておりますから、だから、2炉でしかできないとか、今、委員仰せのような考えはそのときは持っておりません。

○委員（町田康則君）

4月19日に3炉運転を開始しましたですね。それで処理量は向上したんですかね。

○証人（高田徳一君）

陳述しておりますとおり、処理量はなかなか遅々として向上いたしませんでした。

○委員（町田康則君）

5月18日に、もう1カ月ぐらい経ちましたんですけど、100tの炉が3炉あるんですけど、酸素発生装置が2基しか設置していなかったことがわかったわけでございますが、処理能力が向上しないのはそれが原因ではと。それにはどう思われましたでしょうか。

○証人（高田徳一君）

陳述には5月上旬に酸素発生装置が2基というふうには記述はしていませんと思うんですが。ちょっとそれはこの陳述とは違うようですけど。

○委員長（西口雪夫君）

町田委員、よかったら甲第40号証の1を提示させてもらっていいですか。（「はい」の声あり）

書記、甲第40号証の1を提示をお願いします。

(証人へ甲第40号証の1を提示)

○委員長(西口雪夫君)

証人、それに運転日報等が書いてありますから参考にしてください。(「はい」の声あり)はい、どうぞ。

○委員(町田康則君)

後からにしても、酸素発生装置自体が2基しかないというのがわかったわけでございますね。そういうのを含めまして、全然処理量ができないというのもそこら辺にあるのかなど。最初から本当は3基あるから3つ酸素発生装置も設置してあるべきだとは思わなかったですか。

○証人(高田徳一君)

これは後々のことですけれども、仰せのとおり、炉は3つありますけれども、酸素発生装置、いわゆるPSAは2基しか設置していないと。これは後ほど知ることになったわけです。しかし、別にどうこうという、JFE擁護とか何とかじゃないんですが、3炉あるから酸素発生装置も3つなければならんという定義はないみたいです。2つでも処理できるということであればそれでもいいと思いますし。だから、擁護するわけでも何でもないんですが、そういう理解でございました。

○委員(町田康則君)

わかりました。

実際、4月15日ごみピットからごみが溢れ出しますね。それから、また26日ピットから溢れるということがあって、長崎市へごみの処理を依頼しましたですね。完成したばかりですよ、これは。完成したばかりの施設で、どういうふうに局長としては思われましたですか。

○証人(高田徳一君)

委員仰せのように、確かに最新鋭のごみ処理設備であるというふうに聞き及んでおりましたので、えっという感じはしたところは正直なところでは。

ただ、私も、これは余談になりますが、旧諫早市のごみ処理施設であります環境センターの所長も3年7、8カ月させていただいた経験もございましたので、そのときのかれこれを踏まえれば、ごみ処理施設では初期トラブルというのが、初期トラブルが100%あるということはないけれども、初期トラブルということも往々にしてありますと。

それからもう1つは、これは当然、当時JFEのこの処理場の所長を初め、再三にわたって技術の方とも協議をやってきたことでもございますけれども、そのお互いの中で確認といいたまいますか、できたものは、どうしてもやはりまだ操業を開始して時間的に余り経っていないと。いわゆる不慣れの部分、例えば、クレーンの操作であるとか、委員ご承知かわかりませんが、ご

み処理場においてはごみの攪拌というのをやります。いわゆるごみを余り偏らないように均等化するということになりますけれども、そういうものの操作であるとか、そういうものの未熟さもあるのではないかということで、冒頭申しましたように、えっという感じもありましたが、初期トラブル的なものもあるのかな、不慣れな部分もあるのかなというふうな形におったことも事実でございます。

○委員（町田康則君）

こういうトラブルがあって、高田さんの陳述書の中に、組合としてJ F Eに厳しく要請を続けたというふうにあるんですけど、どんなことを。

○証人（高田徳一君）

これは申すまでもなく、とにかく処理量アップを、総力を挙げてくださいと、こういうことでございます。

○委員（町田康則君）

稼働開始後、LNG天然ガスの用役について、応札条件より極めて大量に使用する施設ではないかと思ったというふうに高田さんの言葉にもあるんですが、それはどういう点からでございますか。

○証人（高田徳一君）

いや、これはもういわゆるLNGを搬入するローリーと申しますか、長崎から運んでくるわけですけども、その頻度が非常に多いと。当初の入札と申しますか、そこら辺あたり、あるいはその後の色んな形を経験した職員との協議確認かれこれも踏まえれば想定を超えていますというようなこともあったものですから、ちょっとこれはというような感じがしたのは事実でございます。

○委員（町田康則君）

そういう運んでくる車の台数のあれでですね、感じたということですね。

○証人（高田徳一君）

そうですね。

○委員（町田康則君）

この後、液体酸素の貯留設備を仮設で設けたいとJ F Eから要望があったとき、私もちょっとそれだけ見たら疑問なんですけど、なぜそれを組合で造ることになったのかなと。そこはどうでございますか。

○証人（高田徳一君）

陳述書に記載をしておりますとおり、冒頭どうしてもこの処理がなかなか進まないということにかんがみて、当然ごみ処理場で酸素も発生するという形になっておったわけですが、万が一酸素発生が不足して処理がさらに滞るようになれば非常に厳しいという申し出がJ F Eからありまして、J F Eの

責任で仮設で酸素発生装置を設置させていただけないかと、こういう申し出があったわけです。J F Eが責任を持ってやります、費用も持ちますと、こういうことでしたので、私が当時、ちょっと今、組織が変わっているかもしれませんが、長崎県の県庁の当時消防防災課のほうに同道をいたしましてお願いをしたと、こういう経過でした。だから、仮設ということでバックアップのために必要だということでしたので、許可をしたと、こういうことです。

○委員（町田康則君）

この酸素発生貯留設備、これは、そしたら組合のほうで金は出したんじゃないんですか。

○証人（高田徳一君）

仮設の段階では全部J F Eが負担しております。

○委員（町田康則君）

仮設の段階では。

○証人（高田徳一君）

そうです。

○委員（町田康則君）

その後、平成18年のきちとした液体酸素貯留気化装置といいますかね、そういうふうになると、こちらの組合のほうで負担したということですね。

○証人（高田徳一君）

仰せのとおりです。

○委員（町田康則君）

それから、ごみ処理ができないということは、色んな組合のほうに言われましたか。処理ができないという色んな、トラブルがずっとありましたですね。そのことは、もちろん議会等はそのときやっていないでしょうが、管理者には言っているとありますが、ほかの組合の方にはそのときには言っていないんじゃないですか。

○証人（高田徳一君）

当然そこら辺は管理者にはもう、そうですね、ちょっとシビアな数字はあれとしまして、週に2、3回でしょうか、報告に伺っておりますし、相談にも伺っておりますし、また、管理者からも色んな指示も連絡もあっていると、こういうことですので、当然状況の厳しさというのは管理者もご承知おきと、こういうことです。

○委員（町田康則君）

組合のほうにはどうでございますか、組合議会のほうには。

○証人（高田徳一君）

議会のほうは、報告できる範囲では限りなく報告しておったと思います。

○委員（町田康則君）

どういう形ですか。

○証人（高田徳一君）

いやだから、処理の状況をとという形で議会のたびに、これは会議録をご覧になっていただければよろしいかと思いますが、事務局長のほうから処理の状況は毎回報告をしておるとしています。

○委員（町田康則君）

これ、ここの施設については運転管理業務委託をしておりますね、総合エンジニアリング。そこの色んなトラブルについての相談はどうでございましたか。

○証人（高田徳一君）

ちょっとシビアに申し上げますと、施工監理をしていただいております総合エンジニアリングでございます。これは17年3月で一応終わっているわけですね。17年度は実は総合エンジニアリングとは契約はいたしておりません。18年度からまた、先ほどから委員ご指摘の陳述書にも記載のとおり、色んな難題がありましたものですから、当然施工監理業者であった総合エンジニアリングにアドバイスを受けようということで18年度から契約をしてまたやったと。ただし、17年度も色々教えていただけないかという範囲でお知恵をかりたこともございます。

○委員（町田康則君）

いや、あのですね、私はそういうトラブルが、それはもちろん最初の証人が考えるに、初期に多いというのをよそから聞いたことがあるというのはあったかもしれませんが、実際にこんなはずっと色んなトラブルが起こってくると、やっぱりそういう専門家といいますかね、やっぱり施工等にもずっと運転管理業務、それから、指摘した後からは石河さんとかなんとかなんでしょうけど、そういう方に相談をしなかったのかなと思ったんですよ。

○証人（高田徳一君）

今、申しましたとおり、17年度も契約はしておりませんでしたけれども、可能な限りお知恵をかしてくださいということで、非常に好意的に意見、あるいは協議の場にも加わっていただいたのは事実でございます。

○委員（町田康則君）

そしたら、そこでの総合エンジニアリングの石河さんのほうのお話はどうでございましたか、色んなトラブルに対しては。

○証人（高田徳一君）

詳細についてはちょっと記憶をしておりませんが、あらゆる角度から協議をしたことは事実でございます。ただ問題は、さっきも申し上げましたように、本当にそのときは初期トラブル的なものなのか、または、申し上げましたように不慣れゆえの処理が進まない部分もあるのか、そういうものもまだはつきりしない段階でしたし、特に17年度はLNGの使用料であるとか、あるいは電気の供給量であるとか、そういうものもまだ途中という部分もありましたから、そのうちに好転するという希望的なものもなかったとは言えませんし。だから、そういうものも踏まえながら協議をしたことは事実でございます。

○委員（町田康則君）

先ほども私もちょっと言ったんですけど、炉が3基あるけど酸素発生装置は2基しかないということがわかったとき、JFEからの説明はどうだったんですか。

○証人（高田徳一君）

ちょっとシビアにそこら辺がJFEから説明というのは私も記憶にはないんですが、途中でも1回申し上げたかと思いますが、炉が3基あるから酸素発生装置も必ずしも3つないとだめだという部分ではないようですね。そういうふうにこちらも理解していた部分はあります。ただ、通常考えれば委員仰せのように、何で3つあるのに酸素発生装置は2つやろうかというふうに首をかしげたのも事実でございます。

○委員（町田康則君）

天然ガスLNGの使用料が極めて多くなったとき、組合事務局がLNG供給業者に対し、長崎に頼んでいたときさっきちょっと言われたんですが、多量になるということで、証人の言葉をかりれば、平身低頭で交渉しほかのところも大変苦勞したというふうに書いてあったんですよ。私はそれは当然JFEがすべきものではないのかなというふうに思ったんですが、証人はどう思われましたか。

○証人（高田徳一君）

委員ご指摘のとおり、私どもも何で自分たちがこげん苦勞せんばいかんかと思ったのは事実でございます。特に交渉の窓口に携わっていただいた施設課長以下担当の職員は大変苦勞をいたしました。

しかし、色々感情的なものは置いてあれますと、LNGにいたしましても、それから、九州電力からの電気の供給にいたしましても、契約はあくまでも県央県南広域環境組合の名義で契約をしているわけです。だから、JFEが契約の相手方であれば、当然あなたたちが責任を持ってやらんねと、こういう言い方もあったかと思いますが、事実JFEとの協議の中では、もう

あなたたちの名義に変えましょうかという話まで出たのも事実です。ちょっと感情的なものもあったとは思いますがね。

ただ、どうしても今、申しましたように、九州電力にしても、それから、ガス会社さんにしても、名義はあくまでも県央県南広域環境組合ということで契約を取り交わしておりましたので、当然大変ご苦勞をかけましたが、課長初め職員は本当に平身低頭して交渉に当たってくれたと、こういうことでございます。

○委員（町田康則君）

高田さんも当然局長としてそういうふうな供給業者を回られたんですか。

○証人（高田徳一君）

はい。これは業者名は言わずもがなでおわかりと思いますが、当然私も出向いて平身低頭、それこそお願い、三拝九拝したことは事実でございますし、また、ちょっと余談になりますが、18年の寒波の際には地元の業者さんからだけの供給では厳しいという事態もありまして、兵庫県知事をお願いに行ってもらえんかという急遽のあれもあって、これは結果的にはそういうことは必要なかったわけですが、そういう形で同道したことも事実でございます。

○委員（町田康則君）

1年が経過しまして、用役費が計画より極めて高い費用とわかった平成18年5月、電気の供給量、LNG、天然ガスの使用量について総合エンジニアリングと協議したとあるんですが、その内容についてはどうでございますか。

○証人（高田徳一君）

ちょっと今のご指摘の件は、すみません、陳述書の何ページでございましょうかね。4ページですか。（「はい、そうですね、4ページです。」の声あり）これは、細かな点は私も数字的なものとかは記憶がございませんが、先ほど申しましたように、施工管理をしてくれた総合エンジニアリングにも入っていただいて、17年度の電気量、あるいはガス量、そういうものの数値が固まった段階で、果たしてこれが適正かどうかという協議をしたことは事実でございます。

それで、それなりに総合エンジニアリングからも意見をいただいて、陳述書に記載のように応分の負担を求めるべきではないかと、こういう結論に達したということでございます。

○委員（町田康則君）

JFEに対しまして用役費の応分負担を求めておられたわけですね。その費用は何%ぐらいだったんですか。

○証人（高田徳一君）

さっきも申し上げましたが、色んなやりとりをいたしました。確かに非常に難しい協議、交渉だったと思います。双方言い分それぞれございましたし、いずれにしても、組合としては想定を超えるガス量、電気量でありましたので、JFEに負担していただくべきものもあるんじゃないかという形で交渉をしたのは事実でございますが、細かな数字までは記憶しておりません。

○委員（町田康則君）

いや、大体ですよ、最終的に私もここに、17年度掛ったのが、用役費色々含めて11億2,100万円掛っておりますね。そしたら、そのうち、元々は応札条件は6億7,500万円と。覚書では5億8,700万円までして、それから変更覚書はまたちょっと変わっているんですが、少なくともそこで5億円近くの金額が違うわけですね。その5億円について、全額なのか、それとも何%というのはこっちは示さなかったわけですか。

○証人（高田徳一君）

先ほど申しましたように、色んな角度といいますか、陳述書にも記載しておりますように、JFE側としては、とにかく計画を大幅に超えるごみが搬入された。それから、ごみ質の問題があると。そういう言い分が前面でございましたし、私どもとしてはとにかく、うんにゃ、それにしても多かですよ。だから、それはちょっと私どもとしては納得いかんという形でございましたので、あらゆる角度から検討をしたということは事実でございますが、シビアにどこがどうと、今、委員おっしゃったように、金額が5億だから、電気代がどうだからという形でこうだという数字を出したことは確かに事実です。しかし、シビアにそこが幾らやったというのは、ちょっと私も今、ここでは記憶をしておりません。

○委員（町田康則君）

先ほど証人も言われたように、JFEは用役の負担に対し、搬入量ですとかごみ質を言って負担しようとしなかったみたいですが、これちょっとすみません、何ページ。

○委員長（西口雪夫君）

提示しましょうか。（「提示をお願いします」の声あり）比較表、応札条件に対する3年間のありますか。（「いやいや、これの」の声あり）じゃあこちらでいいですか、運転比較表。

○委員（町田康則君）

甲第40号証の1の11ページですね。

○委員長（西口雪夫君）

提示してください。

（証人へ甲第40号証の1の11ページを提示）

○委員（町田康則君）

9月5日から6日のところを見ていただくと、5日に「ごみピット壁から酸素P S A室へ汚水漏れ確認」、それは4日ですね。5日が「今度はピットへ排水投入」と書いてありますね。これが6日ですね、すみません。こういうふうのを、そしてその後、この書いてあるのは、「排水投入をJ F Eが認める」と書いてございますね。そういうことがあったみたいですが、ごみピットに大量の排水を投入するのがわかったのはこのときでございますね。

○証人（高田徳一君）

陳述書にはこの旨私は記述はしていないと思います。ただ、当然担当の施設課長等からその旨の報告は受けたのも事実でございます。

○委員（町田康則君）

そしたら、局長としてピットに排水した後話し合いをされていますね。当然局長と一緒に話し合いをされたんでしょう。

○証人（高田徳一君）

全部が全部出たかどうかは記憶は定かでございますが、限りなく出席したのは事実でございます。

○委員（町田康則君）

一緒におられたということですね。

○証人（高田徳一君）

そうです、協議に加わったのは事実でございます。

○委員（町田康則君）

いつですか。

○証人（高田徳一君）

だから、全部出たかどうかはあれですが。

○委員（町田康則君）

このときのごみピットの、水を入れるというのは普通考えられないですよ。ね。（「ええ」の声あり）そういうそのときの話し合いはどこでされたのですか。

○証人（高田徳一君）

ちょっとそこまでは記憶はしておりません。会議をするときは、とにかく隣の特別会議室なり、あるいは中会議室なりでしておりますから。

○委員（町田康則君）

相手方はどういう方だったか覚えていませんか。

○証人（高田徳一君）

その当時のメンバーであれば、それなりの方々かと思いますが。

○委員（町田康則君）

J F E の。

○証人（高田徳一君）

そうです。

○委員（町田康則君）

現場におられる。

○証人（高田徳一君）

証人として今後お呼びになっている方々、こういうことでございます。

○委員（町田康則君）

はい、わかりました。

○委員長（西口雪夫君）

お名前もし今、おわかりでしたらできませんか、その方のお名前を。大杉さん。

○証人（高田徳一君）

所長に、それから佐藤さん、それから。

○委員長（西口雪夫君）

久野さんもいらっしゃいましたか。

○証人（高田徳一君）

久野さんは一応営業でしたからね、彼も限りなく入ってはおりましたけれども、今、町田委員言われるように、全てにその人たちが全部かたっているかは、ちょっとまだ私も記憶は。

○委員長（西口雪夫君）

佐藤さんと大杉さんはいらっしゃいましたか。

○証人（高田徳一君）

限りなく入っておられたと思います。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。

○委員（町田康則君）

それは J F E がピットへ排水を投入したということは認めたわけですね。

○証人（高田徳一君）

そうです。

○委員（町田康則君）

それは間違いないですね。

○証人（高田徳一君）

はい。

○委員（町田康則君）

燃やすごみの中に水を入れて、ごみ質が悪いというのを言うのは理解しに

くいんですけどね、そこら辺はどう思われたか。どう向こうのほうに言われたんですか。

○証人（高田徳一君）

これは過去形になりますからあれですが、現在ではほとんど搬入はしていないかもしれませんが、実は、冒頭申し上げました私どもの組合の施設の東部リレーセンターの排水処理は、いわゆる島原湾、有明海には放流できなくなっているわけです。そういうことで、西部の分は下水道に接続していただいておりますから問題はないんですが、そういうことで、東部の汚水につきましては、バキュームカーでこのピットに入れるという前提で処理施設を造ってございます。だから、当然そういう汚水も入るということは理解はしていました。

ただ、仰せのように、ごみ処理が滞るようなところまでの汚水が入るとはだれも想像できませんで、バキュームカーで現実に東部リレーセンターの汚水を持ってきてピットに入れよったわけです。だから、全く燃やせるごみに汚水が入らないという形にはならないわけです。入ることも事実としてあったということでございます。

○委員（町田康則君）

それは私どもも理解しているんですが、石河エンジニアリングの管理をされている方のお言葉をかりますと、5, 000 m³、ですから、25 mプールで20杯分、あのピットがとにかく溢れたという写真もちよっと、これは甲第51号証の中にピットから溢れた写真がありましたんですが、それは事実なんでしょう。

○証人（高田徳一君）

それは私も報告を受けておりますし、見ておりますけれども。

○委員（町田康則君）

そしたら、すごい量ですよ、あそこのピットがぷかぷかに浮かぶというのは。

○証人（高田徳一君）

すみません、ちょっと表現がどうかは別としていただいて、プールに浮かぶようなあれではなかったというのは私は我が目で見ておりますから。ただ、あふれたのは事実でしたけれども。

○委員（町田康則君）

やはりだれが見てもごみ質、そこで、ごみ質が確かにこのときは1, 600ぐらい落ちていますよね。ただし、ごみ質が悪いというのは、水を入れたのが、ましてやJFEが入れたと認めたということなら、それはまた燃えなくなる、ごみ質が悪くなるようなことをしたんだなというふうに思われ

たでしょうから、私としては、やっぱり怒り心頭するんじゃないかなというふうに思うんですけど、証人はどうだったですか。

○証人（高田徳一君）

何遍も同じようなことを申し上げて恐縮でございますが、とにかく連日のように打打発止やっておりましたから、だから、もう極端な、まず感情的になったこともそれは当然でございます。何ばしよっとかというような、そういうこともあったのも事実でございますし、とにかくしっかり適正な処理をやってくれという形を再三再四申し入れたことも事実でございます。

○委員長（西口雪夫君）

1点私のほうからよろしいでしょうか。

先ほどの9月6日、ごみピットに投入を認めたとありますけれども、そのときは組合とJFEと総合エンジニアリングが参加とありますね、その中に。先ほど大杉さんと佐藤さんが多分来られたということでございますが、指摘はどなたが、こちらからは。

○証人（高田徳一君）

すみません、そのときに佐藤さんと大杉さんがいたかどうかというのは、ちょっと私は記憶が定かではございません。

○委員長（西口雪夫君）

指摘は局長がされましたか、その会議の中でピットの中に投入はしとっちらなかとかって。

○証人（高田徳一君）

施設課長が申し入れたと思います。

○委員長（西口雪夫君）

当時の施設課長は杉本さんですかね。

○証人（高田徳一君）

いいえ、森松さん。

○委員長（西口雪夫君）

向こうの方でそれを認めた方のお名前はわかりませんか。

○証人（高田徳一君）

ちょっと私は記憶しておりません。

○委員長（西口雪夫君）

先ほどの東部リレーセンターからの水の量は約430tなんですね。それで、今回、多分なんですけど5,000t近くじゃないかなという話なんですけれども、その辺で、これはすごい量やなどは認識されましたか。

○証人（高田徳一君）

ええ、そうです。

○委員（町田康則君）

それでは、この後平成18年9月17日、台風13号がございましたですね。それで停電をいたしました。3日間ごみ処理ができなくなりまして、後でわかったんですが、非常用発電設備のラジエーターファンが本来の周波数とは違う50Hz仕様のもをを設置したと知られたわけですね。そのときJFEに対し緊急停止作動試験とか、当然そのときは証人おられませんけど、停電試験とかという合格の報告書を多分見ておらしたと思うんですが、こういう違うのをはめているというのがわかったとき、何と抗議されたんですか。

○証人（高田徳一君）

陳述書の4ページの4から入っているところだと思います。（「はい」の声あり）このところ、ちょっと誤解がないように申し上げておきたいと思いますが、5ページの上から4行目までの部分は、いわゆる18年9月17日の台風13号によって停電が発生して、炉が3日間運転できなかったという流れです。その後と陳述しておりますように、周波数云々というのは、シビアに申しますと、私が事務局長を退した後に知り得たことなんです。その段階では前述の部分だけで話が進みよったわけです。記載しているとおり、この非常発電、最初私たちも管理者に即報告をしたわけですが、何で、自家発電装置はあったらうがて。これは管理者もご承知だったわけです、自家発電装置があるということ。私どもは当然こういう施設ですからあるということ、ところが、何で自家発電装置が働かなかったのかということを確認したところ、記載のとおりJFEの申し出だったんです。いわゆる停電になったときに炉内の温度下がりますから、そこにいわゆるごみの処理の分が付着して固まってしまうと。（「はい、そうです」の声あり）だから、固まってしまうないように徐々に溶かすための発電なんですよということだったわけ。そうねという感じなわけですね、ちょっと言葉はすみません、あれでございますが。それは初めて聞いたと、こういう感じでございます。

○委員（町田康則君）

それにしても、全くヘルツの違うのをはめてあるということは、作動しませんよね。どうなんですか。

○証人（高田徳一君）

いえいえ、作動はその後、復旧して作動しているわけですよ。

○委員（町田康則君）

50Hzで。

○証人（高田徳一君）

そうです、作動しているわけです。だから、そうでなければですよ、すみません、町田委員に言いよるようですが、そうであれば3日間の停止では済

まんわけですから。3日間の停止で復旧して処理が開始されたわけですから。

○委員（町田康則君）

いや、僕が言っているのは、60Hz仕様のもをを設置しなければならないわけでしょう、本来ならこの地域とすれば。それなのに、設置してあるのが誤って50Hz仕様のもを設置してあったわけですね。その復旧というのは、もちろんヘルツの仕様を変えればいいんでしょうけど、色んなあるんでしょうけど、それについては結果的には今の機械でできるんでしょうけど、それは取り替えるということじゃなくて、できるんでしょうけど、それが最初からそういうふうになっていたということは全く動かないということですよ。

○証人（高田徳一君）

すみません、なかなかかみ合っていないようですが、いわゆる3日間停止して3日間は操業できなかったわけですが、処理は開始されたわけです。

○委員（町田康則君）

3日後にですね。

○証人（高田徳一君）

そうです。だから、町田委員がおっしゃっているところがどこまでなのかちょっと私も技術的に、メカニク的にわかりかねる部分がありますから何とも言いにくいんですけども、だから、それで動かされんとやろうがという、そうじゃないと僕は思います。

○委員（町田康則君）

そしたら、このことも含めて、60Hzのものなのに50Hzがはまっとったとか、そういうふうになっていたとか、施設自体、設計が悪いとか計画どおり施工されていないのではないかと疑念が強くなったと証人の言葉にもあるんですが、そのときは組合自体で管理者も含めてどういう協議をされたんでしょうかね。

○証人（高田徳一君）

すみません、これは責任を転嫁するような形でちょっとあれですが、先ほど途中で申しあげましたように、私が事務局長を退した後にこれは聞いたことです。ただ、陳述書の中にはそういうこともあったということでしたので記載をさせていただいたわけであって、たまたま、どういう形でしたのかは、もう次の事務局長の。

○委員（町田康則君）

そのときには協議をされていないということですか。

○証人（高田徳一君）

協議には私は加わっておりませんでしたから、すみません、そこら辺の詳細

細については了知しておりません。

○委員（町田康則君）

平成18年7月11日、議会代表者、議長とJFEとの九州支店における意見交換がありましたですね。その内容はどのようなふうなものでしたか。

○証人（高田徳一君）

今までも何回も申し上げたことと重複するかもしれませんが、限りなく電気量が、非常に供給量が多いということと、それから、LNGの使用量が多いということと合わせて処理が進まない、これが全てでございます。色々な角度からの意見は出たわけでございますけれども、いずれにしても、これが主眼でございました。

○委員（町田康則君）

そういうふうな用役量の大幅な増加に対して、JFEの答えはどうございましたか。

○証人（高田徳一君）

これも先ほどと重複してまいります、どうしても想定以上のごみが、特に19年4月1日以前に、また、無料でごみを受け入れたときの部分のごみが非常に多かったと、想定以上であったということと、その後のごみも計画以上に多いと。それからごみ質、ここら辺がJFE側の主張であったというふうに記憶しています。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと1点いいですか、すみません。

この会議を見ますと、組合議会から古川議長ほか4名ですね。（「はい」の声あり）そして、JFEから山田参与ほかとありますけれども、JFEは山田参与のほかに、おたくがこの人がおったというのがわかればお名前を挙げていただきたいと思えます。

○証人（高田徳一君）

ちょっと記憶があれですが、吉田部長が同席されておったのではないかと。それから久野ですね。九州支社でございますから、当然横浜から来ていただいているということだったと思いますが、私の記憶では、すみません委員長、ちょっと間違っているかもしれませんが、吉田部長と久野さんがいたことは事実であります。

○委員長（西口雪夫君）

わかりました。はい、どうぞ。

○委員（町田康則君）

その1カ月後、平成18年8月10日に副管理者会におけるJFEとの説明、意見交換がありましたですね。その内容はどのようなことでしたか。

○証人（高田徳一君）

これは、先ほど申し上げたことと同じことだったと思います。いずれにしても、なかなか遅々として進まない。電気、ガスは非常に多く使用している。その割にはごみ量はなかなか遅々として進まんということが全てだったと思います。

また、そのときは西部リレーセンターで議運か何かをたしか開いたと思うんです。そのときに、いわゆる副管理者である市長さんたちにも可能な限り出席していただいて、その中で説明をJFEに求めようという形だったと思います。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっとよろしいですか。ここでもお聞きしますけれども、このときの会議の中で、ここにはJFE山田参与ほか1ないし2名とありますね。もしよかったら、ここで記憶がありましたらあとの1名を。

○証人（高田徳一君）

さっきと同じでございますが、絶対だというふうにはまいりませんが、吉田部長が出席されておったと思います。

○委員長（西口雪夫君）

あと、久野さんはどうですか。

○証人（高田徳一君）

久野さんもおったのじゃないかと思いますが。

○委員長（西口雪夫君）

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○委員（町田康則君）

こういうふうなずっと色んなことがございまして、吉次管理者は稼働開始から毎日、朝昼夕の3回ごみ処理の状況をファクスで報告させて、また、みずからもJFEに電話で要請したということを書いてあるんですが、どういう内容でございましたか。

○証人（高田徳一君）

ワンペーパーでございまして、1時間後だったですか、ちょっとあれですが、ごみの搬入量と処理量を炉ごとにとというペーパーを管理者に朝昼夕という形でファクス送信させていただいて報告をしておったと、こういうことでございます。

ただし、言うまでもなく日曜祝日は操業いたしておりませんから運転自体ありませんから、その間は報告はありません。土曜日でも昼までの分は報告という形でございます。

○委員（町田康則君）

平成19年ですね、今度はもう2年近くなつたわけですけど、19年1月12日にJFEの吉田部長、山田参与が諫早市へ来られて、長崎市など他の施設でのごみ処理を依頼したいと言われたということでございますが、高田さんはどう思われましたですか。

○証人（高田徳一君）

陳述書の2行後に記載しておりますとおり、私が申し上げたとおり、そのままこれは陳述させていただいております。まず平成17年の8月にも1回長崎市に実はお願いをお願いをして受け入れをしていただいたという経過もございましたので、何を言わんかという形で、よその処理をするというのは何事かという形で以下、記述のとおり申し上げたということでございます。

○委員（町田康則君）

私とか証人は当然この陳述書は見ているんですが、ここに来ていらっしゃる方はどういうふうに言われたかというのがわからないものですからお聞きしたんですけど、すみませんが、よかつたらその内容をお願いします。

○証人（高田徳一君）

それでは、陳述書のとおりそのまま読ませていただきたいと思います、町田委員今、仰せのとおり、そのときにいわゆるごみ処理が滞っている状況のために、その対応策として長崎市など他のごみ処理施設での一部処理をお願いできないかという申し出があったわけです。それに対して、私は「よその施設でのごみ処理などもつてのほかである、JFEが技術も人も金も全て会社の信用をかけて抜本的な対策をとるべきではないのか。このままではJFE自体社会から信用されなくなるのではないかと申し上げました。」と、こういうことでございます。

○委員（町田康則君）

これに対しまして、管理者である吉次さんはどう発言されましたですか。

○証人（高田徳一君）

これも委員長、そのまま。

○委員長（西口雪夫君）

そのまま結構です、はい。

○証人（高田徳一君）

すみません、誤解がないようにそのまま読み上げますが、管理者である吉次市長は、先ほど町田委員仰せの朝昼夕報告をしよったペーパーを市長の執務机の横に積み上げておられたわけです、ずっと。最初からんところが全部それこそ山積みでございました。それを持ち上げられまして、もうこのままの状態が続くならば、本社に行って、JFEの本社です。本社に行って社長室に

この書類をばらまくと、ここまで実は管理者、話されたわけです。

○委員（町田康則君）

もう本当怒り心頭だと思います、そのことを聞かれたときですね。平成19年3月19日、JFEの加藤副社長と吉岡副管理者との会談がございましたですね。吉岡副管理者は機種選定小委員長をされていた方でございますけど、そのときの状況はどうでございましたか。

○証人（高田徳一君）

これも私の陳述書8ページに記載をしております。

仰せのとおり、平成19年3月19日にJFEの加藤副社長、事業本部長でございますが、ほかJFEのメンバーも同道しておりましたが、午前中に管理者である諫早市の吉次市長に訪問して午後から島原市の有明庁舎で吉岡当時の島原市長にお会いをしてごみ処理の状況を説明するというので私も同道させていただいた。そのときに当時の吉岡副管理者は、自分が施設の機種選定小委員長をさせていただいておったと。そういう関係もあってさまざまな問題が発生して、島原市議会でも不信の目で見られ、非常につらい苦しい思いをしたと、こういうふうに市長は申されたわけです。

これは後もって私も、これを陳述してよかったのかどうなのかは非常にあれしたところでございましたが、涙をこぼされたのを記憶しております。

○委員（町田康則君）

本当に大の大人、それも1市の市長たる人が、本当に自分が選定小委員長であったためにということで涙を流されたというのは尋常じゃないですよ、どう考えてでも。横に事務局長としておられて、どういうふうに思われたですか。

○証人（高田徳一君）

今、町田委員も仰せになったとおりに思いますし、ただ、吉岡市長の胸の内、心の内というのは推し測ることはできませんが、よほどやはり苦しい思いをされたのではないかと、そう思った次第でございます。

○委員長（西口雪夫君）

もう1回よろしいでしょうか。

先ほどJFEの加藤副社長ほか何名かと言われましたけれども、ここでもしまたお名前がわかればお教えいただければ。

○証人（高田徳一君）

そうですね、そのとき吉田部長が同道されておったかどうかはちょっと記憶にないんですが、久野さんは同道しておったと思います。少なくとも3人はおったように思います。ちょっとすみません、失念しておりました。

○委員長（西口雪夫君）

ここで休憩をとります。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時35分 再開)

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

○委員（町田康則君）

それでは、続けたいと思います。

今、機種選定小委員長でありました吉岡副管理者が涙を流された。本当に管理者である吉次管理者は、毎日の朝昼夕のごみ処理状況のデータを社長室に行ってばらまくぞと言われたというのは、本当にもう最高の怒りだと思えます。

そういう状況であって、それをやはり最終的には、この施設がやっぱり最初の証人が言われました。施設を造ったときには初期トラブルがあるかもしれない。しかし、こんなにずっとなるとなると、これはもう初期トラブルとは言えませんよね。ここがもう、この施設に欠陥があるんじゃないかなというふうに思われたと思うんですが、そこら辺どうでございますか。

○証人（高田徳一君）

表現が非常に難しい表現だとは思いますが、ではないかと思ったのは事実ですね。本当に組合の発注、仕様のおりの施設であるかどうかというのは、甚だうーんと首をかしげざるを得ないような状況が続いたのも事実だろうと、こういうふうに思っています。

○委員（町田康則君）

私は、高田証人が本当に一番大変なときに局長として来られたわけですから、そのご苦勞が一番、私も、色んなこの陳述書でわかるわけですけど、ただし、組合議会にその欠陥があるというのは言われなかったですよ。それはなぜでございますか。

○証人（高田徳一君）

冒頭に記載しとったのではないかと思います、やはり限りなく構成4市の26万の住民の方々のごみ処理施設でございますので、万が一操業ができなくなる、あるいは停止をしなければならぬというような事態になれば、これはどげんなるとやろうかという思いもございましたし、だからと言って言わなかったという表現、表現の問題でございますから、これは色んなあれと思えますが、それは十分色々検討をして、ご心配をかけないといひましょるか、そういう形の対応、あるいは議会の答弁という形であったこともそれは事実であると、そういうふうに思います。

○委員（町田康則君）

高田さんの陳述書の中に、今、言われたように、そのことを言ったら最悪施設の停止があるかもしれないと想定されるというふうに思っていたみたいですけど、私はやっぱり、ちょっとやそっとのものじゃないわけですね。147億円の施設を造って、造ったところが、それで、これも性能保証契約で作っていますよね。こちらとしてこれだけのものの性能で1年間の経費もこれだけのということで応札条件を出して造って、それがもう最初からこういうふうな状態になっている。そして、今度は欠陥品と言ったら出ていくと思われるというのは、やっぱり一流企業ですから、そういうふうに、結果的に最悪施設の停止がというのは僕はないんじゃないかなと思うんですけどね。

○証人（高田徳一君）

すみません、ちょっととらえ方の問題かなと。すみません町田委員、変な言い方して申しわけないんですが、とらえ方の問題かなとも思うんですが、私が陳述したのは、実は、これは委員長すみません、過去の話で申しわけないんですが、そこにあります旧諫早市の環境センター、ごみ処理施設でございますけれども、ここで、いわゆる50年代の中ごろじゃなかったかと思いますが、実はアクシデントで、たしか1週間近くごみ処理ができずに、これは新聞でも大きく取り上げた経過があるんです。

私もさっき途中で申し上げましたように、下の所長をしておったことで、そのお話も聞いたり写真も見せてもらったことがあったものですから、もしここのごみ処理施設が停止するようなことがあれば諫早市だけのごみ処理施設の騒ぎじゃないぞと、いわゆる島原半島までみんなあれぞと。

言わずもがなでございますが、当然ここがスタートするために旧施設はほとんどが停止をし、もう再稼働というのは非常に厳しい状態に経年しておりますから、だから、そういう点からすれば、もしそういうことになればという意味で私は書いたつもりです。だから、町田委員の言われるのと僕が記載したとはちょっととらえ方が違うのかなという感じはします。もしそういうことがあれば、1週間とまっただけでとにかく諫早市のごみ処理が滞ってしまって、穴を掘って埋めて、その処理、もう莫大な後で色んな経過があったという経過もあっておりますので、という意味でございます。

○委員（町田康則君）

私は雲仙市の議会でもこの議会でもずっと見ていまして、何人もの議員がこの施設は欠陥じゃないかと。施設に欠陥があるんじゃないかなと言われたときにも、いや、そうじゃありませんということを言っていたものですからね、それは、私は結果的にそのことが問題の先送り、最終的に構成4市、市民26万人に対して、議会ですから、そこはやっぱり言ってほしかったなと思ったんですよ。そこについて、局長としてつらい立場もあるで

しょうけど、どうなんですかねということ。

○証人（高田徳一君）

さっきも申し上げましたとおり、心配をかけないと。それから、やっぱりこれだけの処理施設でございますから、中途半端なことでどうこうということがないように、再三再四にわたってメーカーであるJFEにも申し入れをしておいたことでもありますし、協議も続けておいた状況下でもありましたので、極力そういうものは避けたというのは事実でございますね。

○委員（町田康則君）

私は、欠陥施設と言わなかったことによって今度は裁判に今、なっていますけど、裁判の中で、JFEが管理者や事務局長の言動が施設の状況を良好と肯定していた証拠だとして取り上げられておりますですね。それについてはどう思いますか。

○証人（高田徳一君）

これはもう裁判のあれでございますから、どうこうと言える立場ではございませんが、口述しておりますように、JFEも一部上場の立派な会社でございますから、当然そこら辺あたりは理解してくれるものと、こういうふうには思っております。

ただ、今、町田委員ご指摘のところは正直申し上げれば残念ですね。こちらの気持ちわかつとつとですかと言いたいというのもございます。

○委員（町田康則君）

JFEという会社は、私も裁判になってから調べたときにも、もう年間売上高で3兆円超えていますよね。そして、純利益も2,000億円、3,000億円という形の企業でございます。ですから、もう少しきちっとした格好で、本当証人が言われるようにきちっとした格好ですべきだというふうにするのが当然だと思うんですよね。ですから、私は結果的に局長たちが、それから、管理者の人たちが欠陥品だと言わなかったことを今度は取り上げて、言わなかったんだから施設は良好で肯定している証拠だと言われるのは僕は心外だと思うんですけどね、それについてどう思いますか。

○証人（高田徳一君）

私もそう思います。だから、途中で申し上げたとおり、限りなく26万人の住民の方に迷惑がかからんようにという形を最大配慮をして、いわば、シビアな言い方をすればJFEの矢面に立ってやってきたつもりでありますし、にもかかわらずそういうことであるならば、何をか言わんやと、こういうふうにも思います。

また、途中で申し上げましたように、19年1月の管理者のところでのやりとりの後、いわゆる全面的に、抜本的にやり替えてくれということを申し

上げて19年度から改善改良工事に入り、現段階までの処理という形には至っておりますから。ただ、それにもかかわらず、いわゆるガス、電気、こちら辺はどうかという部分もございますので、当然JFEとしてはしかるべき対応をさらにとというふうな思いはいっぱいでございます。

○委員（町田康則君）

結果的にJFEからだまされたと思います。だまされたというよりも裏切られたというか、どういうふうに言ったらいいんでしょうかね。

○証人（高田徳一君）

非常に難しいご質問でございますが、責任逃れのように委員長、聞こえるかもしれませんが、私が入札から何から全部しておれば何をか言わんやという形もありましたが、色んなものも、行政の流れというのもございますし、継続性もございますから、そこら辺非常に難しいところでございますが、先ほど申し上げましたように、いわゆる用役費についても適正な形に戻って、処理もさらに万全にしていただければいいのではないかと、こういう気もいたします。

○委員（町田康則君）

そしたら、最後になりますが、最終的に今、用役費が予定と全然違う高さになっていきますね。その差額を今、裁判で要求していますですね。そして、それをもらわないと、当然これから先、今の金額で6年間で30億円にもなっていますね。ですから、それが今度はもらわないと、本当に市民もこの組合自体も色んなので立ち行かなくなると思うんですが、それについて、この裁判も含めまして、ちょうど17年から係わられた局長としてどういうふうにあってもらいたいと思いますか。

○証人（高田徳一君）

先ほども申し上げたことと重複するかと思います。（「裁判について」の声あり）はい。裁判のこと云々というのはちょっとおこがましいかと思いますが、差し控えさせていただきたいと存じますが、ごみ処理施設というのは、何回も申し上げることになるかと思いますが、とにかく1日たりとも滞ることがあっては相済まん施設でございます。特に広域になった場合にはそれだけのボリュームがございますし、また、掛る費用等もそれぞれ市民の皆様方の血税を入れ込んでの処理という形もありますので、皆さんが納得できる26万の構成4市の住民の方が納得できる施設に早くしてもらいたいと。当然15年間の期間もございますし、そういうものも踏まえれば、先ほど申し上げたこと重なりますが、一日も早くという思いはいっぱいでございます。

○委員（町田康則君）

そしたら、その差額についてはぜひ払ってもらいたいということよろし

いんですね。

○証人（高田徳一君）

裁判の金額でございますか。

○委員（町田康則君）

はい。いや、裁判の金額って、裁判で今、組合として要求していますよね。

○証人（高田徳一君）

組合としては当然それをぜひという形で法定闘争に持ち込んだわけですから。100%となれば最高だろうと、こう思います。

○委員（町田康則君）

わかりました、終わります。

○委員長（西口雪夫君）

1点私のほうからよろしいでしょうか。

先ほどのようなごみピット投入の件ですけれども、実は当時の局長の木原さんの陳述書の中に、「クレーンでピット内のごみをつかみ上げるとき、水が、ざーっと流れ落ちる状況でした。したたり落ちる状況をはるかに超えておりました。ごみの一部が水の上に浮いていると言ってもよい状況でございました。通常、ピット内にあのように大量の水が溜まるはずがないと考えましたので、なぜ水がピットに溜まるのかということもJFEに指摘しましたが、そのときは何らの回答もありませんでした。」とあるんですね。その後、「9月6日に指摘をされてJFEさんがそれを認めた」とあります。そのときの状況をもう少し、記憶にある程度で結構でございますのでお話しただけませんか。

○証人（高田徳一君）

それは木原元局長さんの陳述でございますね。

○委員長（西口雪夫君）

はい、そうです。

○証人（高田徳一君）

ちょっと私、そこら辺シビアには記憶しておりません。ご勘弁願えればと。

○委員長（西口雪夫君）

9月6日の会議の中でももう少し詳しく思い出があれば、少し教えていただきたいんですけど。

○証人（高田徳一君）

ええ。だから、そのときに出席しておったかどうかもちょうと記憶にございませんので、すみません、ご勘弁願えればと。

○委員長（西口雪夫君）

先ほどの陳述では局長が指摘をされたという。

○証人（高田徳一君）

いえいえ、施設課長が指摘をしたんじゃないかというふうに申し上げたと思いますが。

○委員長（西口雪夫君）

施設課長ですか。

○証人（高田徳一君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

もう1点、先ほど酸素発生装置の話が出ましたけれども、ここ、元々3基据えるようにこちらは出しているんですね、応札条件、実施設計前に発注仕様書ではですね。ところが、途中で一式が変わって、最後実施設計のときに2基に変わったと思うんですけども、これ途中で組合が指摘をしておるんですね。見積設計図書の指摘事項とあって、酸素基数の見直しをしてくださいと指摘。これはご存じやったですか、前のことなんですけれども。

○証人（高田徳一君）

ちょっと私は了知しておりません。

○委員長（西口雪夫君）

ああ、そうですか、もっと前のことですね。

もう1点、PSAを据えていますけど、これ、元々深冷方式が、ドイツのカルスルーエも深冷方式やったですし、地場の川崎製鉄も深冷方式なんです。石河さんの話を聞きますと、それやったら20%酸素は無駄にしなくていいと。十分に酸素を供給できるはずだったとありますけど、その辺はご存じなかったですか。

○証人（高田徳一君）

やりとりの中で色んなやりとりがあったというふうに思いますが、詳細にまでは記憶はいたしておりません。

酸素発生装置も、途中でも申し上げたかと思えますけれども、理解の問題が、委員長指摘事項のところもさることながら、じゃあ3が2だという形というのは我々も首をかしげたことは事実でございますけれども、処理がそれで可能だということに判断が立って最終的に検査が合格してあれば、これはという感じもあります。

○委員長（西口雪夫君）

ほかに質問のある方。上田委員。

○委員（上田 篤君）

雲仙市議会から出ております上田です。よろしく申し上げます。

先ほど、初めのほうですけど、平成17年度は総合エンジニアリングとは

契約しなかったと言われましたよね。これは一体なぜなんですか。

○証人（高田徳一君）

なぜなんですかと言われてもあれですが、施工管理は16年度まで、いわゆるこの施設が完成するまで施工管理を総合エンジニアリングがしていただいております。で、17年4月1日からもう供用開始になりましたので、いわゆるそのかれこれを前もって総合エンジニアリングと契約をして色々せんばいかんという形には、17年度の予算を作る段階ではそういう読みといただきますか、こげんことになるとか、そういうのは全く想定していなかったと思うんです、17年度の予算を作るときには。だから、もう施工管理が17年3月31日で引渡しが終わってしまえばという形でしたから、17年度は契約していなかったと、こういうことでございます。

○委員（上田 篤君）

しかしながら、先ほど、こういうごみ処理場のような施設では初期トラブルが往々にしてあるんだと聞いていたと言われましたよね。17年度は本格稼働が始まった年ですので、かなり心配もされたんじゃないかと思うんですけどね、その点では、もう自分たちで大丈夫だというふうに思っておられたんですか。

○証人（高田徳一君）

いえいえ、すみません、いえいえと言ってしまうかもしれませんが、当然そういうあれは、17年4月1日に私ども着任した、全部ほとんどの職員が着任したわけですけれども、まさかまさかという感じでもございましたから。

今、上田委員おっしゃったように、そげんとが前もってわかるようであれば、総合エンジニアリングと契約をして、もう少しフォローアップのためにという形もあったかと思えますけれども、施工管理が終わってしまってスタートということでしたから契約と。初期トラブルというのはそういうのも事実としてあっているということであって、ここがということじゃなくて、そういう意味でございます。

○委員長（西口雪夫君）

ほかに。松永委員。

○委員（松永隆志君）

甲第21号証の高田さんの陳述書の4ページのちょうど真ん中の、先ほどもありましたけれども、用役費に関する費用負担の要求ということで、平成18年夏ころから協議を開始されておるということで先ほど証言ございました。JFEに対して、これだけ用役費が掛ったから応分の費用負担を求めたということでもございますけれども、そのときのJFE側からの回答は、なぜそんなになったのかということで、カルシウムを含有するごみ質という指摘

と計画をオーバーした搬入ごみ量、この2点が指摘されております。

まずカルシウムを含有するごみ質と言ったら、ここの地域ですね、島原半島を含め諫早、構成市を考えて、ここのごみ質がよそと違ってカルシウムがひどく多かとか、普通のごみじゃないかなというのがもうあれなんですけれども、まずここに対してのこちらの反論というもの。

それともう1つ、ごみ量というのについても、そんなにこのときに処理できないようなごみ量がこの時期どっさりあったのか。その2点について、当然そのとき反論されたと思うんですよ。その内容をまずお伺いしたいと思います。

○証人（高田徳一君）

ごみ質でございます。カルシウム、特に今、松永委員ご指摘の件ですが、これは私どもも今、松永委員がおっしゃったようなことを言いました。特別にここがカキとか貝類とか、県央の26万人がごつといそげんとぼっかい食べよるとですかということ言うたのは事実です。で、考えてみますと広島のほうがカキやいうのは食うとじゃなかですかとか、東日本の松島の方がカキはいっぱいあっちゃなかですかと、そげん言ったのも事実です。だから、ただデータのそういうのを見せたりという形もJFE側としては対応としてはありましたので。ただ、これは当時の吉次管理者も諫早がそがんカキばっか食いよっかと言われたのも事実ですね。（「ごみ量について」の声あり）

ごみ量は、さっきもちょっと申し上げたかと思いますが、17年4月1日からごみが供用開始、正式な操業を開始してスタートしたわけですが、その前から実は無料でごみを搬入しておったわけです。これは経過としてございます。いわゆる処理を、試運転も兼ねてということだったわけですが、ちょっとこれは委員長、余談になりますが、17年6月の諫早市議会の全協で説明申し上げたところですが、いわゆる無料の期間ですから、これは長崎のごみ処理場、あるいは大村のごみ処理場、そっちに持っていくごみもこっちに大量に入っているということもゆがめない事実だったわけです。無料ですから、特に業者が。ごみ収集業者、松永委員もご承知だと思います、有料でとって回る業者がいらっしゃいますが、長崎の処理場、大村の処理場に持っていけば金を取られるわけですが、ここに持ってくれば無料だったもんですから、ここに大量にごみが入っているのも事実なわけです。それは17年3月31日までです。その滞留したごみも、ちょっと数字はアバウトですが、2,800tかあったんじゃないかと記憶しておりますが、その部分もあったということです。

○委員（松永隆志君）

しかし、大量のごみと今、言われましたけれども、計画どおりこの能力か

らいくと日量300t処理できると。その公称能力、その公称というのは低質から高質まで1, 100kcalから2, 800kcalぐらいのあれが言われたとおりの性能を発揮していれば、何の2, 800kcalなら10日もあればできる量ですたいね。だから、ここにトラブルを起こすような量ではあったんですか、なかったんですか。計画どおりの処理量を発揮できていれば問題なくその辺処理できたと。

○証人（高田徳一君）

そのとおりです。私どももそう思いました。

○委員（松永隆志君）

はい、ありがとうございます。

それともう1つ、その協議の中で用役費の負担について協議しているわけですから、ここの記述でいきますと、先方がJFEだけに負担を押しつけるのは納得できないと言い張られたと言って、向こうが。だから、このときに先方は一点保証の話、本当ならばこう言うまでもなく、本当に組合との例えばごみ質、ごみ量の協議であるならば、もう一点保証というのが本当にそのとき定着していた状況ならば、こんな言い方はされる必要ないわけですよ。この協議のとき、それ向こうは言われたんですか。

○証人（高田徳一君）

記憶が定かではございませんけれども、その段階では一点保証まではまだ至っていなかったと思います。

○委員（松永隆志君）

はい、ありがとうございます。

ということは、向こうの公称の段階でこのときにもう向こうは一点保証ということを主張されないということは、その後一点保証を主張され出したわけですか。

○証人（高田徳一君）

私の記憶の範疇でございますから、すみません。（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

ほかに。上田委員。

○委員（上田 篤君）

先ほど町田委員からごみピットに大量の排水を投入したという話ありましたよね。この大量の排水というのは一体どこから持ってきたものなのでしょうか。

○証人（高田徳一君）

ちょっとシビアには私も記憶しておりませんが、とにかく処理のプロセス

の中で出た汚水がというふうに私は聞いておりました。

○委員長（西口雪夫君）

はい、上田委員。

○委員（上田 篤君）

ということは、当初からそういう大量の水をごみピットに入れるということは想定はされていなかったんですね。

○証人（高田徳一君）

私どもとしては、途中でも申し上げたとおり東部リレーセンターの処理の汚水はバキュームカーで搬入するという事までは承知しておりましたが、それ以上の汚水がどこから出てくるのか、そこら辺あたりまでは了知していなかった部分でございます。（「すみません、今の続きで」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

最後まで。

○委員（上田 篤君）

ごみピットに大量の水が投入されてかなり大変な状況になったときに、先ほど高田さんは、連日打打発止というふうな状況であったと言われましたよね。

○証人（高田徳一君）

はい。

○委員（上田 篤君）

もうちょっと具体的に、どんな様子だったのかお願いします。

○証人（高田徳一君）

再現というふうにはまいりませんが、結果としては、とにかく全責任を持って処理をしてくださいと。汚水をくみ出すにしても何にしても、いわゆるJFEの責任で全部やってくださいと、これが結論だったと思います。組合が相知らないことをしたことであれば、当然自己責任でやってくださいと。そういう形での打打発止であったろうと思います。（「はい、わかりました」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

次、笠井委員。

○委員（笠井良三君）

今日、高田証人から色々お話を聞きましたけど、やはりこういう大きなプラント、初めてのプラントですね。本当にこれだけの大きいプラント、1号機なのか2号機なのかわかりませんが、そういったものがここに据えられて、そして、それは、初期トラブルは証人も言われたように発生するだろうと、これは予想もあります。だから保証期間というものがあるわけですね。

そういった中で、やはり J F E としても誠意を持って、それはお互いに話し合いの元でやっていくわけでありますが、やはりその辺については J F E は立派な商品として渡すべきものだと、このように証言もしていただいておりますので、今後、裁判でもそういうふうによりに行けるように主張していかねばいけんというふうに思っておりますので、もう一度最後に証人のお言葉をお聞きしたいと思います。

○証人（高田徳一君）

笠井委員からお話ありましたとおり、センチメンタルなあれになって恐縮ですが、17年度と18年度の2カ年度事務局長として務めさせていただきました。管理者の、とにかく日曜日でも祝日でも電話がかかると。とにかく携帯、しょっちゅう、まあ、しょっちゅう持っつけん携帯電話なんですけれども、持たんやったら不携帯になるわけですが、どこでかかるかわからんというような2カ年度であったと思います。あとのその後の局長さん、また、職員の皆様方も同じような苦勞をされていると思いますし、問題は法廷闘争に入ったわけでございますから、何としてもここら辺あたりでぴしっとした形で裁判官のご判断が可能な限りあれば、もうこれ以上のことはない、こういうふうに思います。（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

柴田副委員長。

○副委員長（柴田安宣君）

雲仙市の柴田でございます。どうもご苦勞さんです。

最後に大変申しわけないんですけれども、2点ほどお尋ねしたいことがあります。

第30号証の1、1の6の2を示していただきたいんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

書記、第30号証の1、1の6の2の提示をお願いします。

（証人へ甲第30号証の1、1の6の2を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

先ほど来言われております補強もしくは改善改良工事という形でとられた工事のことでございますけれども、1の6の2の上のほうに「保証事項」ということがございます。それと、ここの左のページ、1の6の1のほうに「性能保証」というものがあります。これは契約図書といいまして、発注をかけたからこれを基に契約をして、それから契約に基づいて J F E から組合に出された契約図書でございます。

その中で、この上のほうを見られればわかるとおり、責任施工ということ、
で、「本施設の処理能力及び性能保証はすべて弊社の責任により確保致しま

す。また、弊社は設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは、貴局の指示に従い、弊社の負担で施工するものと致します。」とここではっきりうたわれておりますけれども、先ほど来から言われるように、元々性能発注をかけているわけですから、設計にしても施工にしてもJFEの責任であるわけで、それで、あとのほうで出しますけれども、この酸素の機械そのものも途中で追加されると。それで入れる器も本格的に入れてしまうというふうなことになるのであれば、この約束が本当はおかしいんじゃないかと。このとおりであるならば、当然必要なものに関しては、保証期間でもあるしJFEがするのが当然だと私は思うんですけど、当時の局長として、このことについてどうお考えですかね。

○証人（高田徳一君）

柴田委員ご指摘のとおりで、もうそのとおりでございます。

○副委員長（柴田安宣君）

あと、その下のほうにもう1つあります。今、問題になっている一点保証のごみの処理ですけれども、ここにあります「指定されたごみ質の全ての範囲内について、24時間稼働で1炉当たり、計画処理能力を満足する設備とします。」とあります。とすれば、2,000calの基準ごみということはどういうふうなことでありますけれども、1,100kcalから2,800kcalのごみを1日300t処理できるということですから、一点保証というのはさして2,000calにこだわるものではないというふうに保証事項には書いてある気がするんですけども、局長は証人としてどういうふうにお考えですか。

○証人（高田徳一君）

いえいえ、もう仰せのとおりです。ただ、法廷闘争に入っておりますから、どういうふうに判断をされるか、それはちょっと私はわかりませんが。

○委員長（西口雪夫君）

柴田委員、時間、簡潔にお願いします。

○副委員長（柴田安宣君）

もう1つ、同じように甲第9号証の2の3の23。

（証人へ甲第9号証の2の3の23を提示）

○副委員長（柴田安宣君）

ここにPSA酸素製造装置ということのページでございます。この下のほうの表の中で、この施設に使う設備の中で、酸素発生装置がこの右のほうで余裕率118%とあります。そして、その下にまた必要酸素量の低質ごみということであったにしても、余裕率が108%になっておる。ということで、まともにこれが稼働してまともな施設でまともに発生装置が動いておれ

ば、追加して工事する必要はないわけですよ。というふうに私はこの数字、余裕率を見て思うんですけれども、証人、どういうふうにお考えですかね。

○証人（高田徳一君）

もう仰せのとおりだと思います。ただ、柴田委員言われんとするところは、平成18年度だったと思いますが、液体酸素の常設を組合負担でしたということをお仰せかなと思うんですが、これは途中ででも町田委員の質問のときにも申し上げたかと思いますが、JFEの責任で仮設を設置させていただきたいという申し出がありJFEの費用負担で仮設をしたわけですが、県の消防防災課のほうで、仮設が1年もというのは異常であると。特に危険物であるのというような趣旨の申し出があったために、常設化せざるを得ないと、こういうことになって、設備を造るならば当然組合が負担して造るべきではないのかと。ただし、当初の申し出があったのはバックアップのためにJFEで責任を持ちますということであったために、液体酸素の費用と仮設についてはJFEが持っているという経過も踏まえて協議した結果、設備は組合が負担、それから、液体酸素の搬入の費用についてはJFE負担という形で設置をしたと、こういうことでございます。

○副委員長（柴田安宣君）

確認いたしますけれども、設備に関しては県の指摘でやむを得なくそういう形をとったと。ただ、運搬とかそういうことに関してはJFEの負担というふうに理解するんですけれども、ただ、最初言われたその責任、性能発注の施工からいきますと、ここでさっき言う責任施工ということがあって、これも製造物責任ということもあって、これに関してはあとの項でも弊社がしますということで当初の契約のときに結んであるわけですから、強くやっぱり周知をするべきじゃ。

○委員長（西口雪夫君）

柴田副委員長、証人は本格稼働後に見えておりますので、その辺は。

○副委員長（柴田安宣君）

すみません、失礼しました。そういう状況であったものですから、そういうことで聞いたわけなんですけれども、大変裁判中のことではあるわけですが、そこら辺でもう1回見解を伺いたいと思うんですけれども。

○証人（高田徳一君）

先ほど申し上げたとおりです。私どもとしては、当然やるべきことをやっただけということしかないわけであって、もし性能的なもので不備なものがあるならば、こちらの仕様どおりにぴしっとし直してもらおうと。処理についても、当然300tの処理が悠々にできるような形にしてもらおうと。ガスにしても電気にしても、適正な形での使用ができるようにしてもらおうと

ということが、私どもの今まで実務として携わってきた人間としての思いであります。

○委員長（西口雪夫君）

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

以上で高田徳一証人に対する尋問を終了いたします。証人におかれましては、長時間にわたりましてご協力いただきましてありがとうございました。心からお礼申し上げます。

証人ご退席ください。

（証人退室）

○委員長（西口雪夫君）

次の委員会を3時30分より開会いたします。

（午後3時15分 休憩）

（午後3時30分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

改めてお願い申し上げます。この調査特別委員会は、真相究明のため議会独自の調査権を委任されたものであります。特に、本日は関係人のご出頭を願って証言を求めることになっておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、報道機関各位に申し上げます。本日の委員会における撮影等につきましては、あらかじめ協力依頼をしたとおりであります。重ねてご協力をお願いいたします。

また、傍聴の皆さんに重ねてお願い申し上げます。委員会中は静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。委員会の進行を妨げるような行為は退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

次に、吉岡庭二郎証人の証人尋問を行います。

それでは書記、証人の入室をさせてください。

（証人入室）

○委員長（西口雪夫君）

証人におかれましては、お忙しいところをご出頭いただきましてまことにありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるようにご協力をお願いいたします。

証人にお尋ねします。出頭カードに記載されていることについて間違いありませんか。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、間違いございません。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人に証言を求める場合にはうそを言わないという宣誓をさせなければならないことになっております。宣誓を行った証人が虚偽の陳述を行った場合には、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなりますので、十分注意をしてご証言をください。

それでは、法律の定めるところによりまして証人の宣誓を求めます。

ここで報道機関各位に申し上げます。テレビカメラ、写真等の撮影を中止してください。傍聴人も含め、全員起立願います。

それでは、吉岡庭二郎証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（吉岡庭二郎君）

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。平成24年4月13日、吉岡庭二郎。

○委員長（西口雪夫君）

着席願います。

それでは、証人は宣誓書に署名捺印をしてください。

（宣誓書署名捺印）

○委員長（西口雪夫君）

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

また、こちらから質問をしているとき、また、証言をされる際も着席のまままで結構でございますので、ご了承いただきたいと思えます。

なお、録音をしておりますので、質問を最後までお聞き終わってからお答えください。

なお、本委員会の調査期間が組合発足の平成11年からと非常に長期間にわたる調査をしてまいりましたので、それぞれ期間を区切って担当の委員の方に調査をしていただきました。まず、この期間に調査をしてきました田添委員に主尋問をしていただきまして、その後、各委員から補足質問をさせていただきます。

なお、時間の都合上、質問の際、また、答弁の際も一々委員長の承認はいただきませんので、ご了承いただきたいと思えます。

それでは、吉岡庭二郎証人への質問を田添委員、お願い申し上げます。

（田添委員質問席着席）

○委員（田添政継君）

諫早市議会選出の田添でございます。どうぞよろしく申し上げます。

証人は機種選定小委員会の委員長として大変取りまとめにご苦勞をされた

というふうにお聞きをいたしております。そのご尽力に対しまして、まず敬意を表したいというふうに思っております。

それでは、早速具体的な内容についてご質問させていただきたいと思いますが、その前に、現状についてもかなり承知していらっしゃると思うんですが、機種を選定をされた責任者として、今のクリーンセンターの現状についてどういうふうにお考えなのか、ご感想をまずお聞かせいただければと思いますが。

○証人（吉岡庭二郎君）

それでは、お答えします。

まず、これが始まったのが平成11年ごろからだったと思います。このころは国際的に、日本的にも非常にダイオキシンの問題が取り上げられたわけでございまして、その中で、国のほうも、たしかあれは平成9年だったと思うんですけども、ダイオキシンを抑えるための新ガイドラインというのがたしか出て、それで20年の間にダイオキシンをゼロにするというのが出たようなことを覚えております。

それから、その年に大気汚染防止法というのがたしか一部改正されたんじゃないかと思えます。これも大体同様の趣旨じゃなかったかと思っております。

それから、平成11年にダイオキシン類——何と申しますか、要するに措置法が11年にできたんですね。もしあれでしたら、これは後ではっきりしますが資料を持ってきていませんで、それにもやはり自治体においては絶対ダイオキシンを出さないように注意しなさいという、そこら辺を受けてからのごみ焼却施設の取扱いだったわけですけども、そういうことで、一生懸命ダイオキシンを出さないようにということで努めてきました。

そういうことを今、考えてみますと、ダイオキシンはこの施設はほとんどゼロと、この施設については出ていないということを聞いておりますし、それからすると間違いなかったのかなというふうに今、思っております。

○委員（田添政継君）

ありがとうございました。

それでは、具体的な内容についてご質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、機種選定小委員会の基本的な問題についてお尋ねをしたいと思いますが、委員会の構成等について確認をさせていただきたいと思いますが、小委員会の委員は、証人の吉岡島原市長と小長井町の古賀町長と有明町の木下町長と小浜町の松藤町長、この4市だったことに間違いはないでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（田添政継君）

それでは、その4人の中で委員長の選任というのは互選なのか推薦だったのか、どちらなのでしょう。

○証人（吉岡庭二郎君）

恐らく互選だったでしょう。互選と思います。

○委員（田添政継君）

この機種選定小委員会の担当の事務局員の方はご記憶はありますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

個人的には、たしか担当は神尾さんじゃなかったかなと思っており、よく覚えておりません。

○委員（田添政継君）

それでは、委員会の役割についてお聞きしたいと思いますが、この機種選定小委員会の役割は、機種を選定して管理者に報告するまでがその役割ということで、そういう認識でよろしいでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、そうだったです。

○委員（田添政継君）

それでは、委員会の色んな決定をずっとされていくわけですけど、その議決の方法というのは多数決だったのでしょうか、満場一致だったのでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

恐らく挙手したりということをしていませんから、すぐ決まっていきましたので、満場一致と見ていただいているんじゃないかと思っております。

○委員（田添政継君）

それでは、具体的に機種選定小委員会がずっと開催をされておりますので、そのときどきの委員会の模様についてお尋ねをしたいと思いますが、甲第2号証と甲第36号証の1を証人のほうによろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（西口雪夫君）

書記、資料の提示をお願いします。

（証人へ甲第2号証、甲第36号証の1を提示）

○委員（田添政継君）

第1回の委員会が平成11年7月13日に島原市役所で開催をされておりますけれども、その件についてお尋ねをいたします。

委員以外の方の出席はあったのでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、なかったと思います。

○委員（田添政継君）

それから、甲第36号証の1の資料1に視察報告というものがこの委員会に報告をされておりますけれども、この視察先というのは、2ページだと思えますが掲載をされておりますが、そのとおりでよろしいのでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

このとおりだろうと思います。

○委員（田添政継君）

これは視察をされた日とか視察をされた方とかいうのはご記憶ありますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

……。

○委員長（西口雪夫君）

記憶にあるだけで結構でございます。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい。今、おっしゃったのは第2回。

○委員（田添政継君）

第1回の甲第36号証の1の資料1でございます。

○証人（吉岡庭二郎君）

これは、これだと思えますけれども、そこでもう1回お聞きしますが、だれだれが行ったかということなんですか。

○委員（田添政継君）

そうですね。

○証人（吉岡庭二郎君）

これはやっぱり小委員会の人と一緒に全部行ったと思っておりますけれども。

○委員（田添政継君）

はい、わかりました。

それから、この第1回委員会の中に、資料7までと、それから、説明資料ということで冊子が配られておりますが、資料2が機種選定の方法、資料3と4が焼却炉について、資料5が処理方式の選択、資料6がごみ処理施設建設のための機種選定方法と新発注方式、資料7がその他のスケジュール、それから、説明資料として、ごみ処理施設の整備に係わるごみ処理方式（機種の説明資料）ということで、これは総合エンジニアリングのほうから出された冊子がこの委員会の中で提示をされておりますけれども、この資料の説明はどなたがされたかご記憶はありますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

それは事務局じゃないかと思っけていますけど、覚えごさいません。

○委員（田添政継君）

わかりました。

それでは、当時の状況についてちょっとお尋ねをしたいんですけど、大変失礼な言い方になるかも知れませんが、4人の選定委員の皆さん方は、旧焼却炉をお持ちの首長が大概就任をされたというふうに聞いておるんですけど、この当時の焼却炉に対する委員さん方の見識と申しますか、知識、そういったものはどの程度だったというふうに思われますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

それはちょっとよくわかりません、はい。

○委員（田添政継君）

当時の状況としては、4月に組合が発足して7月に機種選定小委員会が発足するわけですけど、この1回で大体機種選定小委員会の大きな流れといったものが決められるような会議だというふうに思うんですが、この委員会の焼却炉に対する技術レベルというのは、委員さんとか事務局とか、あるいはここの中でも資料を出されておりますけれども、コンサルタント、こういったところの色んな知識を集約されているというふうに思うんですが、この中では、やはりコンサルタントの方が色んな技術的な資料の提供とか色んな考え方とかを述べられたというふうに受けとめていいですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

事務局ではそこら辺を全部説明する技術は持っていなかったもので、コンサルの意見を聞きながらやっていかれたのじゃないかなと思っけております。

そしてもう1つは、さっきおっしゃいましたけれども、一番、ダイオキシンを出さない、そして、今度新しい施設をするときには焼却灰を出さないというようなことがあっていたんじゃないかなと思っけております。

最終処分場を持たないところあたりについては色々やりとりがあっていたんじゃないかなと思っけていますけど、そこら辺は定かでございせん。

○委員（田添政継君）

この第1回の時点では、そういう最終処分場の問題なんかが重要な問題という認識もあつたんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、そこまではまだなかったと思っけています、そのころはですね。

○委員（田添政継君）

コンサルタントと組合が当時契約をされておつたと思っけていますけど、そのコンサルタントはどこの会社かご存じですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

何とかよくわかりませんが、総合エンジニアリングじゃなかったかと思っております。

○委員（田添政継君）

その組合とコンサルタント会社の契約の内容とかについてはご存じですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、わかりません。

○委員（田添政継君）

それでは、先ほど甲第36号証の1で提示をいたしましたけれども、一番最後の資料になると思いますが、説明資料を開けていただいて、1999年5月28日に総合エンジニアリングが作成した文書がございます。これについてお尋ねをしたいと思うんですけど。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってくださいね、資料わかりますか。（「はい、わかります」の声あり）確認をまずしてください。よろしいでしょうか。

○委員（田添政継君）

この件について、機種選定小委員会が発足する前の5月28日に作成された文章なんですけれども、これはご存じだったでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、よく覚えておりません。

○委員（田添政継君）

選定小委員会の中では、この冊子については議論はどのようになされたか。

○証人（吉岡庭二郎君）

特に取り上げて議論をしたということはないと思いますけど、どこら辺までのことかよくわかりませんが、よくそこら辺は覚えておりません。

○委員（田添政継君）

かなり重要な問題だと思いますので、できれば少し記憶をたどっていただきたいと思うんですが、8ページに熱分解溶融炉方式という文書がありますね。この中で、これは総合エンジニアリングが作った文章なんですけれども、熱分解溶融炉方式、ガス化溶融炉方式の選定が望ましいという形で、もう既に5月28日段階でガス化溶融炉をコンサルタントがここの組合議会に対して提示をしていたということは全く問題にならなかったのでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、時期的に見ても、よくそこら辺は覚えておりません。

○委員（田添政継君）

もしこれが機種選定小委員会の中で議論されたとしますと、その前にこういう資料が作られていて、しかも、機種方式といいますか、そういうものまでコンサルタント会社が提示をしたということについてはどういうふうに思われますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

これについては、どうなのかな。たしかストーカプラス灰溶融炉と、それから、熱分解型の溶融炉と2つのタイプがあったということを知っておりますけど、それからどちらを選ぶかというのが機種選定小委員会の目的だと思いますけど、そこら辺をだから、これについて資料が欲しいということの形で事務局か何かはここにお願いしているんじゃないかと思っております。

○委員（田添政継君）

ああ、そうですか。私どもの認識では、これが小委員会の中で資料として提示をされているというふうに認識しておるものですから。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、はい。

○委員（田添政継君）

これは非常に重要な提起というか、私自身はやっぱりある意味、非常にコンサルタント会社の越権行為じゃないかなというふうなところまで思っているんですが、これを今、見られてどういうふうに思いますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

色々先ほども申しましたように、ガイドラインとかなんとか出てきておった中で、今後どうするか、どのような方法をするかということを検討しなければいけない段階でここら辺を検討しようとして出してもらったのかなという気をしております。

○委員（田添政継君）

同じ資料の中で、2ページにごみ処理方式の選定基準ということで、証人が申されました平成9年の厚生省の新ガイドラインですね、そのことについて……

○委員長（西口雪夫君）

資料の提示をお願いします。

（証人へ甲第36号証の1の説明資料を提示）

○委員（田添政継君）

説明資料の2ページですね。

○委員長（西口雪夫君）

はい、お願いします。

○委員（田添政継君）

この件で、要するに連続運転とか1炉100tとかということが示されたんじゃないかと思うんですけど、その新ガイドラインというものについて、どういうふうに当時理解をされていたんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

それはここに記載しておりますように、要するにダイオキシンを出さないためには連続運転をしなければいけない、高温で処理しなきゃいけないというについてのガイドラインであったと思っておるわけですがけれども。

○委員（田添政継君）

それじゃ、同じ資料の中で、4ページにごみ処理方式の機種選定ということで、これも総合エンジニアリングのほうからの資料でございますけれども、厚生省の整備計画書を提出するに当たっては、ガス化熔融方式を採用する場合には指針外施設として事前に厚生省と協議することとなるというふうな記述があるんですけど、これについても全くご記憶ございませんか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、記憶ありません、はい。

○委員（田添政継君）

そしたら、資料5をご覧ください。

（証人へ甲第36号証の1の5ページを提示）

○委員（田添政継君）

これも委員会に提示をされた文書であるんですけど、処理方式の選択ということで、後で申し上げますけど、焼却炉としては5つのタイプがあるというようなことの中で、そういう委員会での議論があっておるわけですが、それに加えて、この資料の中では、ガス化改質式を含めて3つの炉に選択するのが望ましいのではないかというふうな提起をされているんですけど、この文章は見られたことはありますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、よく覚えておりません。

○委員（田添政継君）

この資料の1から7と、それから説明資料、これについては全体的に記憶がないということなんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いいえ、それはやっぱり部分的にあるのとないのとありますけど、今、ぱっとこの総合エンジニアリングから出された資料の1つ1つになってくると、なかなか覚えていないということになるろうかと思います。

○委員（田添政継君）

この1から7のうち、じゃ、ご記憶になっている部分はどの部分でしょう

か。

○証人（吉岡庭二郎君）

確かに、例えば1の視察に行ったところとか、そんなのはそのとおりだったと思いますし、3の在来型の施設とか分けていますが、こんなのは確かに覚えております。

ただ、この総合エンジニアリングの資料については、なかなか中身までは覚えていないということだろうと思うんですけど。

○委員（田添政継君）

ご記憶にあられる文書はどなたが説明されたかというのはご記憶ありますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

やっぱり事務局と思います。

○委員（田添政継君）

事務局ですね。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい。

○委員（田添政継君）

はい、わかりました。

それでは、第1回の選定小委員会の中で、甲第2号証にまた戻りたいと思うんですけども、共通の認識として3項目が確認されたというふうにあります。今までの実績を重視するとか、施設を実証炉にしたいとか、それから、入札で業者を決定したいと、この3項目を皆さん方の先ほどご証言いただきましたけど、恐らく満場一致だというふうに思うんですが、それが決定をされたということは間違いないのでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

間違いないと思います。

○委員（田添政継君）

それから、同じ議事録の中で、採用が見込める方式として5方式を取りまとめるというふうにありますけれども、これも間違いございませんか。

○証人（吉岡庭二郎君）

ちょっと今の、議事録とおっしゃいますけど、これが議事録なんですか。

○委員（田添政継君）

はい。

○証人（吉岡庭二郎君）

議事録、これはだれかのメモじゃないんですね。議事録として事務所に備えておるといいますか。

○委員長（西口雪夫君）

議事録といいますか、機種選定小委員会の検討経過として1回から9回でこれを出しておりますので。

○証人（吉岡庭二郎君）

そうでしょう、そうですね。はい、わかりました。議事録じゃないですよ、議事録でしたらちゃんと印鑑を押して私も持っているはずですけどもね。

○委員長（西口雪夫君）

はい、これは検討経過でございます。

○委員（田添政継君）

失礼しました。確認を含めてさせていただくということでご理解をいただければと思いますが、その5項目については、こういう話し合いがなされたんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

もう1回、ちょっと失礼ですが聞き漏らしたけれども、5項目について。

○委員長（西口雪夫君）

ちょっと待ってください。書記、ちょっと提示をしてください。今どこ、第1回のほうを提示をお願いします。

（証人へ甲第2号証の第1回部分を提示）

○委員長（西口雪夫君）

一番上のが共通意見で、その下でございますので、ちょっと見ていただければ。

すみません、もう1回質問をしてください。

○委員（田添政継君）

5項目については共通認識、これも共通認識だったということですよ。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、そうでございますね。

○委員（田添政継君）

ところが、甲第36号証の1の資料5で見ていただきたいんですけど、この中では、3ページのいちばん最後のほうに。（発言する者あり）

○委員長（西口雪夫君）

書記、提示をお願いします。

（証人へ甲第36号証の1の資料5を提示）

○委員（田添政継君）

ページ数が打っていないんですよ、資料5の3ページの一番下の文章ですけど、「ガス改質炉はその中でも先進性という点で一步すすんでおり検討

に値する。」という文章が、先ほどちょっと記憶にないというふうにおっしゃって、その点でどうなのかと思えますけれども、ガス化改質式炉についての第1回目の小委員会の中での認識というのはこういうふうな認識があったということによろしいのでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

やっぱり次世代型の処理施設ということで、お互いにやはりガス改質炉というのが先進的なものであるということで認識されておったんじゃないかと思えますけど、私も今、ちょっとこれを一個一個全部覚えていないものですから、確かにこれは私はそういうふうには言えると思えますよ。

○委員（田添政継君）

そこで確認なんですけど、先ほど共通認識として3項目あるというふうにおっしゃっていただきましたけれども、この中で、このクリーンセンターの焼却炉については実証炉にしたいというふうな、そういう認識があるというふうにおっしゃいましたが、このガス化改質式というのは実証炉じゃなかったのでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

さあ、それはどうですかね。これは実証炉だったかと思えます。しかし、確かにこれにつきましては、記憶が前後しますけれども、このことにつきましては、平成11年の段階で、朝のテレビで次世代型の処理施設ができたということで、かなり大々的に8時半ごろからだったと思えますけど放映があったんですよ。そこら辺から見れば、やっぱり実証炉ということじゃなくて結構これは今後見込みがあるんじゃないかなということは思っておりましたけれども、はい。（発言する者あり）実証炉じゃないとしても、やっぱり何回も言いますようにダイオキシンをどうして減らすかということであったので、ひょっとすればそこら辺も、実証炉と言っておったけれども、実証炉ととらえるのかももう既に動いているということでとらえるのかで違ったのかなという気もしますけどね。

○委員（田添政継君）

そすと、共通3項目の中の実証炉というふうな言い方はしてあるけれども、このガス化改質式についても、かなり検討の1つの焼却炉であるという認識が皆さん方の中にあつたということで理解しておっていいですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

私もそう思います。

○委員（田添政継君）

それじゃ、第2回の機種選定小委員会が東京の諫早事務所で11年8月4日に開催をされておりますけれども、この件について、甲第2号証だと思

ます。それと、甲第37号証の1で視察の研修報告がなされているというふうに思うんですが、この事務局員の佐原さん、当時事務局長だったと思うんですけど、と先ほどおっしゃっていただきました担当の神尾さんが小委員会の参考とするためにということで視察を行っていらっしゃいますけれども、この報告についてはこの委員会の中であったかご存じでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

第2回の11年8月4日における諫早東京事務所での件ですか。（「そうです」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

書記、これですか。甲第37号証の1じゃないんですか、今の。（「37の1です」の声あり）書記、甲第37号証の1を提示してください。

（証人へ甲第37号証の1を提示）

○委員（田添政継君）

この委員会の中で、このお二方の視察の報告というのはなされたかご存じですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

委員会の中でされた、恐らくそうと思いますけれども、というのは、この方々が視察した結果を受けて、次に委員でそこに行くということになっておりますので、恐らく報告があったからここにこういうふうな形で行きたいということではなかったかと思っております。

○委員（田添政継君）

これは委員会の指示でこういう視察研修とかを行われたかはお記憶ございませんか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、そこら辺は覚えておりません。

○委員（田添政継君）

この中で、川鉄の千葉のガス化改質式のそういう焼却炉については研修をされていないんですけども、それは何か理由があったんでしょうか。まだ建設途中だとは思いますが。

○証人（吉岡庭二郎君）

事務局で選んで行かれたわけですから、どうしてそこが外れたのか、あるいは、おっしゃるように建設途中だったのかどうか、そこら辺はちょっと定かじゃありません。

○委員（田添政継君）

次に、甲第37号証の2の視察についてお尋ねをいたします。

○委員長（西口雪夫君）

書記、お願いします。

(証人へ甲第37号証の2を提示)

○委員(田添政継君)

8月2日から5日にかけて、小委員会のメンバーの方々と管理者と、それから事務局で視察をされていらっしゃるんですけど、このときも千葉の川鉄工場というのは視察の対象になっていないんですけど、何か行くか行かないかというような議論か何かあったんでしょうか。

○証人(吉岡庭二郎君)

いや、そこら辺全くあっておりません。事務局のスケジュールと申しますか、それで動いたのじゃないかと思っております。

○委員(田添政継君)

この段階では機種を選定については時間的にまだ早過ぎる、もう少し色々検討したほうがいいということで、この委員会は8月に開催をされておりますが、10月にもう1回研修をして、その結果をまた皆さん方で検討しようというふうに決まったように当時のメモには残っているわけですけど、これは10月にどこに行くかとかいう話をされたかというのは、ちょっと昔の話で申しわけないんですけど、ご記憶はないですか。

○証人(吉岡庭二郎君)

いや、それは記憶ありません。

○委員(田添政継君)

それじゃ、第3回の機種選定小委員会、平成11年8月16日、甲第2号証諫早市役所で開催された件についてお尋ねをしたいと思いますが、コンサルタントとの意見交換会というのが実施をされております。これに出席をしたコンサルタント会社はご記憶でしょうか。

○証人(吉岡庭二郎君)

恐らくコンサルタントと言えば、そのときは総合エンジニアリングじゃないかなと思っておりますけれども。

○委員(田添政継君)

どなたが出席されたかというのはご記憶ないですか。

○証人(吉岡庭二郎君)

いや、ありません。多分事務局でつかんでいると思っておりますけれども。

○委員(田添政継君)

この委員会の中で、機種絞り込みをコンサルタントに依頼したらどうかという意見が出されているようにメモには載っているんですけど、これは委員会の中でご議論された記憶はありますか。

○証人(吉岡庭二郎君)

いや、それも、そういうような議論をしたという覚えはないんです、はい。
議論したということについてはですね。

○委員（田添政継君）

この時点でそういうガス化改質式の色んな問題が委員の中で色々お話をされたということはあるですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、それはちょっと覚えておりません。

○委員（田添政継君）

それじゃ次に行きたいと思えますけれども、当時のメモを見ますと、実績を重視するとの立場から、1日100t以上の稼働施設は当時8社の22施設であるということで、その特色を取りまとめるというふうになっていたわけですがけれども、その会社の中に当時公正取引委員会の排除勧告に絡む5社が含まれていたのではないかというふうな指摘がされているんですけど、この8社22施設の中の8社の中に排除勧告を受けた5社というのが含まれているかどうかというご記憶はありますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、そこまで記憶はありません。

○委員（田添政継君）

かなり昔の問題で（「十何年」と呼ぶ者あり）申し上げにくいところもあるんですけど、非常に酷なお願いかもしれませんが、できるだけご記憶を呼び覚ましていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、第4回機種選定小委員会が平成11年11月5日、愛野役場で行われております。これは甲第2号証。

それから、甲第37号証の4に、委員長みずからが視察報告をされていて、その報告がなされているというふうに思うんですけど、この視察をされたときの視察日とかメンバーとか視察先などについてはご記憶ありますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

これは10月下旬ごろだと思うんですけど、島原市の用務で以前東京に行ったことあるんですよ。その午後からちょっと時間があるということで、それで事務局のほうに言って、ここ見たいからということで行ったときのこれは報告ではないかと思っておりますけれども。

○委員（田添政継君）

証人以外で一緒に行かれた方はいらっしゃいますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

委員会ですか。

○委員（田添政継君）

いいえ、その視察に同行された方。

○証人（吉岡庭二郎君）

は、事務局。

○委員（田添政継君）

この事務局ですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、そうです。それと私と行きました。

○委員（田添政継君）

ああ、そうですか。わかりました。

という委員長報告の中で、実証炉ではあるけれども、1日300t以上の施設であって、今後やっぱりそういう実証試験後も処理施設として稼働するというので、実証炉であるけれどもこれからの機種選定の選考対象にしていのではないかという委員長報告をされておりますけど、これはどの施設を念頭にされたんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

もちろんそのメモに書いてあるとすれば、どうせ川崎に行ったときのことでしょうから、川鉄のことやろうと思っております。

○委員（田添政継君）

そのことに対して、委員の皆さん方とか委員会の中でそういう実証炉を含めて選考の対象にしていくと、そういう認識が共有されたというふうに理解していいですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

特にそういう否定した意見も出ていないから、理解していらっしゃったんじゃないかなという気はしております。

○委員（田添政継君）

そうしますと、この第4回の時点で大体そういうガス化改質式についても選考の対象として正式に委員会の中で認知をされたというか、そういう確認をされたということで理解しとっていいんですね。

○証人（吉岡庭二郎君）

まあそのとおりに思いますけれども。

○委員（田添政継君）

それから、アンケート調査結果報告がなされておりますけれども、8社22施設で回答は17施設というふうに書いてあるんですけども、これはアンケート調査、すみません、甲第36号証の4を提示してください。

○委員長（西口雪夫君）

書記、提示をお願いします。

(証人に甲第36号証の4を提示)

○委員(田添政継君)

8社22施設にアンケート調査をして回答が17施設ということなんですけれど、このときアンケートの結果について色々ご議論された、あるいは評価をされたというのはご記憶ありますか。

○証人(吉岡庭二郎君)

いや、覚えておりません。

○委員(田添政継君)

ガス化改質式の施設についてはアンケートの対象になったかどうかというのも覚えていらっしゃいませんか。

○証人(吉岡庭二郎君)

いや、覚えておりません。

○委員(田添政継君)

それでは、委員会の決定事項を管理者に報告するという事でこのメモの中には書き込んでありますけれども、そのことについてはご記憶ありますか。

○証人(吉岡庭二郎君)

一応何らかの形で管理者には報告しているんじゃないかと思っておりますけれども。

○委員(田添政継君)

その報告の方法などについてはご記憶ありませんか。

○証人(吉岡庭二郎君)

いや、ございません。

○委員(田添政継君)

わかりました。

それじゃ、第5回の機種選定小委員会について、平成12年4月17日ですけれども、組合の事務室で行われておりますけれども、その件についてお尋ねをいたします。

甲第36号証の5を提示してください。

(証人へ甲第36号証の5を提示)

○委員(田添政継君)

メーカーヒアリングの結果についてそこに記載をされているというふうに思いますけれども、組合の事務局のほうからご説明があったんじゃないかというふうに思いますけれども、このメーカーヒアリングというのは、聞き取りなのか現地視察だったのかというのはご記憶ありますか。

○証人(吉岡庭二郎君)

いや、ここはなかなか手が回らなくて、そこまで記憶がありません。

○委員（田添政継君）

その中で、甲第36号証の5の10ページ、方式別評価で、ガス化改質式については、工程とか信頼度で△評価で不安が残るという評価がされているんですけど、この方式の評価というのは委員会でなされたんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、それもどのような形でされたのか覚えておりません。

○委員（田添政継君）

この時点で評価が低いということについては、何か小委員会の中で議論ありましたか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、そういうところまではなかったと思います。

○委員（田添政継君）

こういう評価であったけれども、ガス化改質式については引き続き選考の対象にしていくというふうにこの時点でもまだ確認をされているということではよろしいんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

多分そうですね、はい。

○委員（田添政継君）

それから、第4回の委員会の中で、選考基準の3方式については、ある委員の方からストーカ灰溶融炉方式を採用することが合意事項ではなかったかという意見が出されているんですけど、これは一部の意見だったんですか。あの委員会の中ではそんな決め方はしていないというふうに理解していいですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

そんな意見が出たのかについても覚えておりませんが、恐らくそこで出たというのは一部のだれかが発言されたのかなと思うところではございますけれども。

○委員（田添政継君）

甲第37号証の5を提示してください。

（証人へ甲第37号証の5を提示）

○委員（田添政継君）

当時、この組合議会の対象になっている自治体というのは2市15町でよかったんですかね。（「何ですか、その。」と呼ぶ者あり）このクリーンセンターを構成する自治体です。

○証人（吉岡庭二郎君）

そうだと思います、はい。

○委員（田添政継君）

ですね。その方々が副管理者先例地視察研修というものを平成12年1月17日か19日について実施をされておりますけれども、これには証人も出席をされておりますでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

行っていると思います、はい。

○委員（田添政継君）

それで、大所帯でこの視察研修は行われているわけですけど、これの意見集約みたいなものは小委員会の中でなされましたでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、それはちょっと、したかどうか覚えておりません。

○委員（田添政継君）

個別にでも結構ですが、ほかの小委員会のメンバー以外で構成する自治体の長の方々から色んなご意見を聞いたりということはありませんでしたか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、どんな形であったのかも覚えておりません。

○委員（田添政継君）

多分この時期、非常に機種を選定をどうするかということで色んなご意見があったんじゃないかと思うんです。それでこれだけ構成する自治体の首長がある程度、ほとんどの方が出席されていると思いますが、出席をされて研修をされているわけですね。そしたら、やっぱり色々ご意見を集約するとかいうのは小委員会として当たり前のことじゃないんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

それは詳しくは私も覚えておりませんが、あるとすれば事務局あたりでまとめてされたのじゃないかなという気がします。1カ所に集まって、それをどうしてこうしたという研修報告というのはいなかったんじゃないかと思っておりますけどね。

○委員（田添政継君）

やっぱり事務局が集約をされたにしても、機種選定の最高責任者として、そこら辺はきちんとやっぱり把握をされていて当然じゃないかというふう思うんですが。

○証人（吉岡庭二郎君）

それが当然かもしれませんが、そういうことをしたかどうかは覚えていないわけでございます。

○委員（田添政継君）

この時点で、それぞれの17の自治体からガス化溶融炉とかいうのはどう
いうものかとか、色んなご質問とかそういうようなものは、小委員長あてに
は色々意見があったりとか話し合いをされたということは全く記憶にないん
ですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、そういうような意見が出たということも記憶にありません。

○委員（田添政継君）

この時期では、ガス化溶融炉のほうに決めるとかなんとかというのはまだ
決めていないわけでしょう。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい。

○委員（田添政継君）

だとすれば、やっぱりこの広域のクリーンセンターについてどういう焼却
炉を選択するかというのは非常に重要な時期だというふうに思うんですけれ
ども、なぜなされなかったのかなというのがちょっと疑問に思ったりするも
のですから、ちょっとしつこくなりますが、全くそういう意見とかいうのは、
例えば、従来型のストーカ炉とか、あるいは、いちばん最初の委員会の中で
実証炉にはしたくないというようなことの中で、ちょっと結果論的にはなる
かもわかりませんが、やっぱり実験炉、実証炉であったんじゃないか
という、そういう不安というのはずっとぬぐえない自治体の首長さん方もお
られたんじゃないかなというふうに思うんですよ。そういう意味で、そうい
うものを取りまとめるのが小委員会の任務だというふうに思っているんです
が、そこら辺をもう一度お聞かせください。

○証人（吉岡庭二郎君）

そういった時点ではそこら辺は全く議論されていないと思います。その後、
あとどのような形でされたか知りませんが、小委員会の中でだんだん詰め
ていく段階では色々話があったと思っております。

○委員（田添政継君）

それじゃ、第6回の機種選定小委員会についてお尋ねをしたいと思います。

12年10月10日にグランドパレスで開催をされておりますけれども、
確認事項として、機種選定小委員会の答申を受け最終的には管理者が決定す
ることというふうに確認をされているんですが、それはそのとおりでしょ
うか。

○証人（吉岡庭二郎君）

そのとおりだと思います。

○委員（田添政継君）

この時点では、焼却炉の方式なのか、機種について答申をするかというの
はご議論ありましたか。

○証人（吉岡庭二郎君）

恐らくそのときは機種をどれにするかということで管理者に答申したんじ
ゃないかなと。よく覚えていないんですけども、そうじゃないかと思っ
ております。

○委員（田添政継君）

機種ということでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、機種です。ストーカプラス灰溶融炉か熱分解ガス化溶融炉かって、
その2つをどっちが。

○委員（田添政継君）

どっちかにするということ。

○証人（吉岡庭二郎君）

そうです、はい。それを決めるわけですから、それが機種選定小委員会の
仕事と思っておりましたので。

○委員（田添政継君）

そのことが第7回の機種選定小委員会の中でも議論をされておまして、
かなりこの当時、意見が分かれているような印象を受けるんですけど、選定
の委員長として、当時はどんな状況だったかというのは。

○証人（吉岡庭二郎君）

意見が分かれているということは印象ありませんけれども、色々勉強も含
めてそれぞれ自分の意見を述べられたのは事実だろうと思っております。

○委員（田添政継君）

同じく第7回の機種選定小委員会の中で、整備計画書に盛り込む機種とい
うか方式というか、そういうものについても色んなことが議論されていると
いうふうに思うんですが、当時、厚生省とか県からは1機種に絞ってほしい
とか、そういうふうな指導があったんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

事務局あたりに聞くと、やっぱりそんなのがあっているみたいでしたね、
はい。色々理由はわかりませんが、国の補助金あたりを算出するときにと
ちらかにしてくれというふうなことがあったんじゃないかと思っ
て、そこら
辺はちょっと聞いたようなことを覚えておりますですね、はい。

○委員（田添政継君）

それは事務局のほうからお聞きになったということですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、そうです。

○委員（田添政継君）

それは機種についてでしょうか。方式についてというのは。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、恐らく機種だろうと思うんですよ。

○委員（田添政継君）

機種について。

○証人（吉岡庭二郎君）

機種、はい。どっちにするかといいますか、機種を1つに絞ったらどうかって。これは機種と思いますけどね。

○委員長（西口雪夫君）

今のは方式のほうじゃないですかね。機種と方式、方式のほうじゃないですかね。

○委員（田添政継君）

証人がおっしゃっているのは、従来型のストーカ炉か熱分解溶融炉かというふうな、どっちかというふうな意味でおっしゃっていると思うんですけど、（「そうです、はい」と呼ぶ者あり）そういう意味では、このメモの中では方式というふうな言い方をしておりますので、どっちかの方式に決めるというふうな理解してよろしいですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

ああ、そうです。私はその中に4つの方式があるということで理解したんですけども。確かにガス化溶融炉方式を使ってもあるようですけども、この場合は、私が整理しておるのは、それはあくまで機種選定の問題だと。そして、その中にどんな方式があるのかというのが4つの方式があるということで、私はそれで整理したんですけどね、はい。

○委員（田添政継君）

それで整備計画の中にはガス化溶融炉をとということで答申をされたというか、そういう形になるわけですね。

○証人（吉岡庭二郎君）

そうです、はい。そう思っております。

○委員（田添政継君）

第8回の機種選定小委員会、平成14年5月7日、島原市役所で開催をされておりますけれど、甲第36号証の8の新聞記事等を。（発言する者あり）よろしいでしょうか。

この中で、ガス化溶融炉について色んな問題点を指摘されたり、事故の実績があったりとかで委員会に資料として提供されているんですけど、この問

題についてはどういふご議論になったんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

この事故についてはこのような形で新聞等々で知っておりましたけれども、皆さん方もその程度じゃなかったかと思っておりますが、何せドイツのことであるし、しかも、それを川鉄が特許を譲ってもらって川鉄自体で開発したということは聞いておりましたし、これはコンサルとか、あるいはヒアリングとか何とかで聞いておりましたけれども、まず私が思ったのは、それはそれでいいけれども、まずドイツと日本はごみの質が違うんじゃないかと。気象条件も全く違うんじゃないだろうかと。だから、それをすぐそうだからこれを落とすとか何とかというまでは至らなかったんじゃないかというふうに思って、新聞で情報を得たけれども、特にそれは機種選定の重要な課題とはしなかったということじゃなかったかと思っております。

○委員（田添政継君）

もう1つの資料が福岡大学の花嶋教授の同じ甲第36号証の8なんですけど、ガス化溶融炉に対する指摘ということで、これは国内の焼却炉の問題だと思いますが、こういう指摘があつて、とにかくダイオキシン対策が非常にそればかり強調されて、何がなんでもガス化溶融炉にしなければいけないという風潮が当時出てきているのはちょっと問題ではないかとか、なかなか、かなりJFEのほうからも色んな実証実験のデータなんかはこの時期になってだんだん開示をされているというふうに思うんですけど、やっぱりそういうものはかなり一流の技術者が万全の体制で実証実験を行ったいわゆるチャンピオンデータなので、普通の人が出せるかどうかというのは非常に疑問が残ると、そういうことも指摘されておりますけれども、このことについてはどういふふうなお考えをお持ちですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

このことについては私、よく知りませんでしたけれども、やっぱり学者の先生方はそれぞれの立場で色々な意見を申し述べられるし、また、これに反論される方もいらっしゃるかどうか知りませんが、またそういうふうな形であつているんじゃないかなということで、余りこれも問題は私としてはしなかったということです。

○委員（田添政継君）

結果論でありますけれども、この時点でこういうものをきちっと受けとめてもう一度選定とかについて考え直すようなことがあれば現在のようにならなかつたと、これは全く結果論で、そういうふうなことを証人に申し上げるのはちょっと酷かもわかりませんが、そういうふうに思ったりするんですけど、当時はやはりそういう1つの学説であつて、それが全体的

でないというご理解があったということによろしいんですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

そうですね、はい。そんなのは必ず何か出てくればそういうふうな意見は出てくるわけでございますので、本当にそこにダイオキシンが出ているとか何とかというのは、量、あれにもできないわけですね。例えば、爆発したとか何とかは出ていますけれども、ダイオキシンの問題については全く触れていないということで、やっぱり私としては、ダイオキシンを出さない、出さないというのが頭にありましたので、その程度で感覚でおったと思っております。

○委員（田添政継君）

従来型のストーカ炉などについては、ダイオキシン対策はじゃあ不十分だというふうな認識があったんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

それはわかりません。

○委員（田添政継君）

ということであれば、そのガス化溶融炉だけがダイオキシン対策じゃなかったというふうにはなるわけですね。

○証人（吉岡庭二郎君）

それはそうですよね、はい。

○委員（田添政継君）

この時点では、やはり最終処分場の問題とかを含めてそういうものが要らない、非常に次世代型の焼却炉という言い方をされておりますけれども、そういう認識の中で、最終処分場がなくて、うまくいけば非常に優れた焼却炉であるという認識があったということによろしいんですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

そうです。一番困っているのは、島原もそうです、諫早もそうだったし、それを持っているあとの小委員会の委員さんたちも、最終処分場を確保するのでかなり苦労した時代やったんですよ。だから、これで焼却灰が出てこないということになってくれば、ダイオキシンも出ない、最終処分場も要らないということになってくると、やはり考えていくべき機種じゃなかったかというふうに思っておりますけれどもね。

○委員長（西口雪夫君）

ここでしばらく休憩いたします。次の委員会の再開を40分から行います。

（午後4時35分 休憩）

（午後4時41分 再開）

○委員長（西口雪夫君）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

5時になりましたら会議時間を延長いたします。

質問を始めてください。

○委員（田添政継君）

すみません、もう少しよろしくお願いします。

第7回の機種選定小委員会の中で、メーカー選定は管理者と委員長に任せるという決定が行われておりますけれど、委員会の中で決定するというのではなかったのでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

どんなつもりでこれを書いているのか知りませんが、任せるといふことは出たのかどうかは記憶ないんですけれども。

○委員（田添政継君）

それで、引き続き各委員の皆さん方には持ち回りで個別に説明して了解をもらったというのにも記載がありますので、恐らく間違いはないんだろうと思うんですが、ご記憶ありませんか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、これは、任せるとか任せられたとか、よくそこら辺は定かでないです。

○委員（田添政継君）

第1回の委員会の骨格を決めるときに申しあげましたけれども、機種を選定して、それを管理者に報告するまでが委員会の任務であるというふうにおっしゃっていただきましたけど、それからすると、この考え方というのはどうなんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

これは、整備計画を出すときにどちらを出すか、どちらじゃないですね、機種を選定してという議論じゃないから。整備計画に向けてどちらを出すかということについては、しかし、任せられたというのはちょっと私はよくわからないんですけれども。

○委員（田添政継君）

結局は、機種選定委員会としてはガス化溶融方式を選定をされて、それを管理者に報告すると。それが一番冒頭に申しあげた機種選定小委員会の任務ですよ。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、そうです。

○委員（田添政継君）

それからすると、ちょっと食い違いがあるのかなと思ったものですから。

○証人（吉岡庭二郎君）

これは計画書を作るときにそこら辺のやり方を任せるということじゃないんでしょうか。よくわかりません、ここは。

○委員（田添政継君）

整備計画に盛り込むときに、管理者と委員長にやり方を任せると。（「やり方ですよ」の声あり）そういうふうに理解をしいんですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

そうだろうと思うんですけど、やり方をどういうふうにしてのせるかというのを任せるとなったんじゃないでしょうか。よく覚えがありません。

○委員（田添政継君）

それと、それに関連してですけど、9回委員会が開かれていて、たしか3回か4回か吉次管理者も委員会の中に出席をされて、色んな視察研修を含めるとまだ数多くやるんですけども、管理者の方が小委員会に出席をされるというのは、委員長のほうから要請をされたんですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

そうですね。重要事項を決めるときにはやはり管理者も聞いてもらった方がいいという判断で、管理者も出とってくれということを行ったのかもしれない。

○委員（田添政継君）

すると、構成する2市15町のそういう方々は副管理者になっていらっしやったんですかね。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい、そうでございます。

○委員（田添政継君）

その方々に対するご了解というようなことは特段とらずに決定していいという権限が小委員会にはあったんですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

それは、そのくらい任せられておったと思いますけれども、しかし、副管理者会議というのを再々開いておりますから、そこら辺で報告等はやっているんじゃないかと思えますけれども。

○委員（田添政継君）

わかりました。

それから、組合議会の臨時議会の中で、多分福田町だと思っておりますが、この建設予定地の地元から、そういう機種の選定とかを含めて焼却炉に対する色んな要望があるので、何とか聞いてほしいと地元出身の議員が発言をされておりますけれども、そのことはご記憶ありますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、議会のほうで聞いてくれという記憶はありませんけれども。

ちょっとつけ加えさせていただきますけれども、これを決めるとき、諫早の文化会館で私が説明会をしたときだったろうと思うんですけれども、福田のこの地区は諫早でも有数の野菜産地だと。それが焼却炉から高い煙突を造って、それから出てきた灰にダイオキシンが含まれておったら、この産地は一日のうちにつぶれてしまうじゃないかと。だから、反対とまで出たのか知りませんが、要するにそういうような意見がかなり強く出たんですよ。だから、する以上はダイオキシンを出さないような機種をやりますということをして私が、文化会館だったろうと思いますけど、答えた経緯があるんですけど。ただ、代表の人が議会にそんなふうな陳情をされたということはちょっと記憶にないんですけれども。

○委員（田添政継君）

ああ、そうですか。文化会館というのはどういう会議だったんですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

たしか説明会ですよ、諫早地区の説明会でずっとやっていたんです。

○委員（田添政継君）

福田町でやられたという記憶はございませんか。

○証人（吉岡庭二郎君）

福田町ではどうだったか、たしかあれは諫早の文化会館だと思いますけれどもね。

○委員（田添政継君）

相当、そうすると全体を対象としたそういう会になるわけですね。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい。ちょっとすみません、場所は知りません。

何しろ私が諫早の市民の人たちに説明に出てくれと言われて出てきて、行ったときの質問が全部そうだったんですよ。一瞬にして福田の野菜産地はつぶれてしまうじゃないか、それはどう責任をとるんだということで、色んな、煙突を高くしても風で飛んでくるんだからとか、そんなことばかり出たんですよ。それは余分ですけど、付け加えておきます。

○委員（田添政継君）

当時の記憶からいきますと、何か一応まだ機種を選定する前の説明会で、一応、例としてストーカ炉を念頭に置いて説明会がされたというようなことを、ちょっと私もはっきりじゃないんですけど、そういう記憶があるんですが、それでよろしいんですか。説明会の、たまたまそういう仮にということとで説明されたと思うんですけれども。

○証人（吉岡庭二郎君）

おっしゃるように、当時ではやっぱりガス化溶融炉とかなんとかまでまだわからなかったから、恐らく従来のストーカ型のやつで想定しながら質問をされたろうし、私たちもそれに対して、そういうことは出さない方法を何か研究しますということで答えたと思いますけれども。

○委員（田添政継君）

そのガス化溶融炉に決まってからの説明会というのはもうないんですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、それはなかったと思います。

○委員（田添政継君）

それじゃ、引き続きまして指名審査委員会についてちょっとお尋ねをさせていただきたいと思うんですけど、最初は、指名審査委員会については、機種選定小委員会をそのまま横滑りさせてということでしたか第9回かの選定小委員会の中でご確認をされていると思うんですけど、途中で6名ということで、委員が2名増員をされているんですけど、ここら辺のいきさつについてはどうでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

確かに、わざわざ委員会を、またメンバーをやり直して指名審査委員会にするということは、ちょっとなかなか时期的にもだろと思うんですけど、要するに、せっかくここまで4方式の機種を選定しているんだから、もうそこでそのままやってもらったらどうだろうかという話もちょっとあったんですけども、私としては、しかし、それはやっぱり4人じゃ、ちょっとこれだけでは少ないと。だから、なるだけ増やしてもらいたいということで、たしか用地選定委員会の人から委員長さんとかをお願いして2名増やしてもらったというのを覚えているんですけど。

○委員（田添政継君）

2つの自治体についてはご存じでしょうか。（「えっ」の声あり）2つの自治体、ご記憶は。4プラス2になるとか。

○証人（吉岡庭二郎君）

だから、あのときは用地選定委員、愛野町長だったのかしれません、一緒に用地を検討してもらったのは千々石町長もたしかそうじゃなかったかと思うんです。だからお願いするということでもらったように覚えておるんですけど。

○委員（田添政継君）

で、6名でということですね。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい。

○委員（田添政継君）

その中で、小委員会の中では、今、おっしゃっていただきましたけど、1方式の4社ということで焼却炉については一応選定をされているんですけど、この指名審査委員会の中では1方式の6社ということで変更になっておりますよね。これはどういういきさつなんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

これは、どの段階で6社にしたかはちょっと定かじゃないですけども、何しろその4方式の該当する会社というのが色々あったんですよ。その中から、100t以上の実績がないところとか、あるいは焼却炉と溶融炉を持っていないところとずっとしていったらその6社が残ったんじゃないかかと思ってるんですけど。6社、それは全部該当するんだったら入れるべきじゃないかということで、ふるい落としとしてしまっただけ残ったのが6社になったんじゃないかという気がしています。

○委員（田添政継君）

そうすると、機種選定小委員会の中ではガス化溶融炉の4社というふうにして決めておったけど、同じくガス化溶融炉の6社に決めるということについては。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、4方式は決めておったんですけど、それに該当する会社は幾つあるのかということ調べたところが、かなりあったんですが、さっき言いましたように、条件に合わないようなところが出てきたということで、残ったのがその6社ということじゃなかったかと思っております。

○委員（田添政継君）

機種選定小委員会と指名審査委員会のそごといえますか、そういうものは、機種選定小委員会の皆さん方4名も当然この中に入っていらっしゃるんですけど、特段何ていう異論とかいうのは出なかったんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、特に業者選定するときには別に異論はなかったんじゃないかと思っています。

○委員（田添政継君）

それから、そのちょっと前になるんですけど、「週間金曜日」という週刊誌があるんですけど、その中で、平成13年の2月号なんですけど、ガス化溶融炉の欠陥が指摘をされている週刊誌が出たんですけど、これはご記憶ありますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、それは私はありません。

○委員（田添政継君）

それから、私自身余りよくわからないので、指名審査委員会ではなくて、当時の状況をちょっとお聞きしたいと思うんですが、かなり当時は鉄鋼不況の中で、そういうダイオキシン対策を含めて広域化と、それから、鉄鋼不況を救済するという意味を含めて大型炉の建設とかが進められたとか、そういうふうなこともお聞きをするわけですけど、そういう意味で考えますと、かなりメーカーの色んな売り込み工作が全国的に展開されたと、そういうことを色んなマスコミ等も含めてあるんですけれども、このクリーンセンターを構成する色んな自治体にはメーカーからはどんな接触といいますか、PRというか、そういったものがあつたんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

さあ、私のところにはなかったように思っておりますけど、ほかの自治体にはわかりません。

○委員（田添政継君）

実際に視察とかに行かれたときに、視察先でメーカーの方々と、例えば、ちょっと失礼ですけど、会食をされたりとか、そんな形でのメーカーからの色んな接触というのはなかったんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、それは全くなかったと思います。

○委員（田添政継君）

はい、わかりました。

それから、最後のほうになりますけれども、現状を見られて、この焼却炉というのは欠陥があつたんじゃないかというふうに指摘をする人もあるわけですけど、この機種を選定された責任者として、今現状を見てどういう判断をされますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

これは冒頭にもちょっと申し上げたと思いますけれども、何を目的に機種選定小委員会を作ったかと。また元に戻りますけど、新ガイドラインとか、あるいはダイオキシン等の法律、何とか法、覚えておりませんが、当時かなり厳しく国からもダイオキシンは注意せろ注意せろと言われておって、それで、その方式に従ってこの機種を選定したわけでございます。それでして、そして、それが現時点ではダイオキシンはほとんど出ていないということを考えますと、私はその、何というんですか、欠陥というんですか、そこら辺は全く私は認めていないということを申し上げておきたいと思っております。

○委員（田添政継君）

損害賠償の裁判についてはどうのご見解がありますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

それは当然、見てみますと、結局、J F Eの契約したときと今、やっているのは違うんじゃないかということだろうと思うんですけども、それは当然メーカーの人もはっきりしてもらっていいし、だから、特にこの委員会の方々もそういうふうに出ているんですから、今度の時間も経費もかなり掛けていらっしやいましょうから、全部一丸となってひとつそれを支えていただいて、そして裁判を勝ち取るような形でやってもらいたいというのが私のずっと気持ちでございます。

○委員（田添政継君）

私からは以上です。

○委員長（西口雪夫君）

それでは、補足質問をお願い申し上げたいと思います。松永委員。

○委員（松永隆志君）

どうも大変長時間ご苦労さまでございます。私のほうからは、機種選定小委員会という名前がございますけれども、先ほど来の話で明らかになっていることを確認させていただくんですけれども、この小委員会は1つの会社の1つの機種というのを決めていくものじゃなくて、小委員会そのものは、さっき言われたストープラス灰溶融というやり方とガス化溶融方式がダイオキシン対策に優れているというその当時の認識の基の、その2つのやり方のどっちにするかということでガス化溶融方式を採用された。この前提というのはもちろん入札だったと思うんですけども、そして、その流れからいくと、指名審査委員会ということで、そのガス化溶融方式の中で4つの方式がある。その4つの方式で6社を選んだと、そういう流れということで間違いございませんでしょうか。

○証人（吉岡庭二郎君）

そのとおりでございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

ほかにございませんか。

委員長の私のほうから二、三点ちょっとお聞きさせていただきます。

本格稼働しましてから非常に能力を発揮しないということで、非常に市議会でも追求されたということで、本当にご苦労されたと思います。

当時の時代背景を考えますと、ダイオキシンの問題、最終処分場の問題、そして、皆さんに提出された資料を見ますと、ああ、これはやっぱりガス化溶融方式をとらんといかんなどということで判断されたと思います。

ただ、その中でどうして今、裁判、この能力が発揮されればよかったん

ですけれども、やはりどうしても性能的に発揮されていないと今、裁判をしておりますけれども、その会社の対応をそれぞれ見られて、今、どういうお考えですか。今、経過が立っておりますけれども。

○証人（吉岡庭二郎君）

何回も言いますけれども、初期の機種選定小委員会の目的は十分達せられているんですから、ただ、やり方によって選ばれた業者の人がそのようなトラブルを起こしているのかなど。だから、これについてはやっぱりちゃんと契約どおりの対応をしてもらわんといけないと思っておりますし、これは皆さん方も含めて全員でこれはおかしいということでおっていただいて、裁判もその形で勝ってもらわんといかんなどということ、ずっと今まで私はそう思ってきております。

○委員長（西口雪夫君）

証人に甲第1号証の3の14ページを提示をお願いします。

（証人へ甲第1号証の3の14ページを提示）

○委員長（西口雪夫君）

川崎製鉄から機種選定小委員会に提出されたサーモセレクト方式の資料なんですけれども、一番上に、環境先進国ドイツで実績を上げているサーモセレクト方式とありますね。そして、真ん中のにきに「すでにドイツ国内4カ所で採用されています。」とあるんですけれども、ちょっと提示してくれん。真ん中、「すでにドイツ国内で4カ所で採用されています。」というのがありますね。

それで、今、この炉が、下にまたスイスも、こっち、右側の表をちょっと見ていただけますか。右の表を、同じその図面です。ドイツとスイスの地図がありますけれども、ここに全部で5カ所の導入された地域がありますけれども、これが今、稼働してないという報告があっていましたか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いいえ、そういうことは全然受けておりません。

○委員長（西口雪夫君）

これがですね、スイスがテチーノ、これが平成12年9月にキャンセルになっているんですね。そして、平成12年8月にハナウとありますけど、ドイツ、これが認可の差しとめになっているんですね。そして、アン斯巴ッハが平成13年6月に契約破棄になっているんです。これはうちがまだ契約入札に入る前なんですね。事務局のほうからはこの情報は入ってきませんでしたか。

○証人（吉岡庭二郎君）

いいえ、入ってきておりません。

○委員長（西口雪夫君）

全く今までご存じなかったですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

はい。

○委員長（西口雪夫君）

はい、わかりました。

ほかに何か質問ございませんか。町田委員。

○委員（町田康則君）

私は先ほど、吉岡さんの前に高田さんのちょうど主尋問をさせていただいたんですけど、高田局長をさせていただいて、稼働しましたのが平成17年ですね。19年度にどうしてもやっぱりごみの処理ができないということでJFEの吉田部長とか山田参与が諫早に来たり管理者と会われたんですね。そのとき管理者としては何だと、今、何というか、19年ですか、またよその地区にごみの処理を依頼するのかと、そういうことはとって、私、高田さんの供述調書の中には、吉次市長が怒って、1日3回のごみ処理の状況が毎日来ていたそうです。それを積んでいた書類をJFEの社長室に持って行ってばらまくということを言われているんですよ。それぐらい怒られた。

その後、3月19日にJFEの加藤副社長が今度は吉岡証人のところに会談に行かれて、そのときに高田さんも事務局長として当然ついていかれた。そしたら、吉岡さんが機種選定小委員長をしていたこともあり、また、議会からも責められて非常につらいと、そして涙を流されたというのが陳述調書であるんですね。そこら辺はそうでございますか。

○証人（吉岡庭二郎君）

それも確かに感情的にそういうふうになったかもしれませんが、私も確かにおかしいじゃないかと、何で決まったとおりにないんだと、ちゃんと応札条件にこれだけしてできるかと、応札条件を出して入札に参加しているんじゃないかと、だから、それはぜひ会社で幾ら掛ってもいいから責任を持ってやるべきだということを思っておりましたし、そこら辺も恐らく会社に強く言ったのかもしれませんが。

○委員（町田康則君）

ですから、証人はやはりこれを選定する委員長だったという立場で、もちろん市長という仕事がありますから、なかなかこれ一本に絞って、ほかの組合の職員と違って記憶が全部あるわけじゃないというのはわかります。ですから、ただ、今こういうふうになんか稼働していません。燃えているのは燃えていて、しかし、どうしても応札条件とは違って経費として金額が高くなっております。

そういうのを見たときに、機種選定小委員会の中に J F E から出てきた資料から見ますと、だれが見ても経費も一番安く掛るし、もちろんダイオキシンは出ないし、ずっとそんなの見たらここになるしかないなと私どもも思うわけですね。それで選んだのに、まさかこんなことになるのだということだと思いますので、ぜひそこら辺で、私はこれは、やっぱりこんなになるのは欠陥品だと思っているんですけど、もちろん選定するには証人は一生懸命考えてそのときベストのものと、ああいう書類を出されれば当然それを選ぶしかなかったと、最高だったということのを思っているんですけど、今の現実、こういうふうなトラブルがずっと起こって高どまりになっているのを見たときに、本当にどういうふうに思われるのか、それだけをお聞かせしてもらいたい。

○証人（吉岡庭二郎君）

今の J F E を選んだわけじゃないんですよ、はっきり言いますと。6社の中から入札して、そしてどこができるかということをやっておりましたので、そこら辺を、やっぱり応札してとられた会社でございますので、何億掛ってもこれはぴしゃっとやってもらうと。それが私たちの、委員長としての本当に責務、責務じゃないですけど、委員長の考え方ですよ。

もうはっきり言うて、僕が色々条件をつけて、そして6社を指名したわけですから、それは私にて全部やっているわけですから、かといって、そこを今の J F E を追求したわけでもないし、そこにたまたまというか、今の J F E がそういうことですから、やっぱりこれはみんな力を合わせて何がなんでもやり直させると、やらせると。恐らく色々補足してやっていけばできないことはないでしょうから、私はそんなに思っております。

○委員長（西口雪夫君）

最後にもう1点、すみません。甲第36号証の1、7ページ、もう1回提示をお願いします。

（証人へ甲第36号証の1の7ページを提示）

○委員長（西口雪夫君）

その一番端に、第1回の機種選定小委員会に出された資料なんですけれども、上にサーモセレクト方式とありますね。一番左側にサーモセレクト方式の説明がありますね。その中に、4番目の、ずっと上からいきますと4のメーカーがありますね。そこに川崎製鉄ともう1社、三菱マテリアルがございますけれども、この2社が国内でサーモセレクト方式を採用しているのはご存じやったですか。最初から川崎製鉄だけの説明やったんですかね、機種選定小委員会では。

○証人（吉岡庭二郎君）

名前は聞いたことありますけどね。いや、そこら辺は定かではありません。

○委員長（西口雪夫君）

ここが実は平成12年に既に青森県のむつ市で70tの2基、140tの施設を受注して、平成15年稼働予定やったんですね。川崎製鉄はそのときまだ平成14年に受注ですから、その前にそれだけされていたんですけども、この前は、重野さんにお聞きしたら、1炉70tだから、100t以上ないと採用できないと言われてたんですけども、ここを見ますと、1日100t以上稼働施設とありますもんね、採用にはですね。そいけん、当然1日100t以上の施設を対処されたと思うんですけども、それに三菱が何で上がらんやったかなと私ちょっと不思議なんですね。その辺は全然説明なかったですか。

○証人（吉岡庭二郎君）

三菱というのは、三菱重工ですか。

○委員長（西口雪夫君）

いや、三菱マテリアルです。

○証人（吉岡庭二郎君）

いや、ちょっとそこら辺は記憶にありません。

○委員長（西口雪夫君）

実はこれが、試験稼働中の平成14年11月2日に爆発事故を起こしています。あんまり大きな爆発じゃないんですけども、結局、それが入札が平成14年10月30日なんですね。その4日後に爆発を起こしているんですよ。そして、その情報を多分事務局は知っていましたので、報告は上がってきませんでしたか。

○証人（吉岡庭二郎君）

さあ、そんな形ですみませんけれども、災害対策で復興計画を作らなければいけないし、市町村合併が目の前まで近くなって、なかなかそこら辺の報告があったとしても小さいところまで覚えていなかったんじゃないかと思って、申しわけなく思っております。

○委員長（西口雪夫君）

もしこれが報告が上がってきておって調査されておれば、まだ契約前ですからね、同じ機種、サーモセレクト方式で事故があつておれば、ひよっとしたらもう1回延ばしてとか契約破棄できたかもしれませんので、もう少し慎重に調査していただければと思います。

以上で私の質問を終わりますけど、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（西口雪夫君）

ないようでしたら、以上で吉岡庭二郎証人に対する尋問を終了いたします。
証人におかれましては、本当長時間にご協力いただきまして、ありがとうございます。
心よりお礼申し上げます。

証人ご退席ください。

(証人退室)

○委員長（西口雪夫君）

以上で本日の証人尋問は終了いたしました。

なお、次回委員会は4月18日の10時からを予定しております。

その他で何かございますか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして第15回ごみ処理施設に関する調査特別委員会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

(午後5時15分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

ごみ処理施設に関する調査特別委員会
委員長 西口 雪夫